

埼玉県内の手話言語条例情報

2021年度版

一般社団法人埼玉県聴覚障害者協会
手話言語法制定推進・手話言語条例委員会

一般社団法人埼玉県聴覚障害者協会
埼玉県手話通訳問題研究会
埼玉県手話サークル連絡協議会

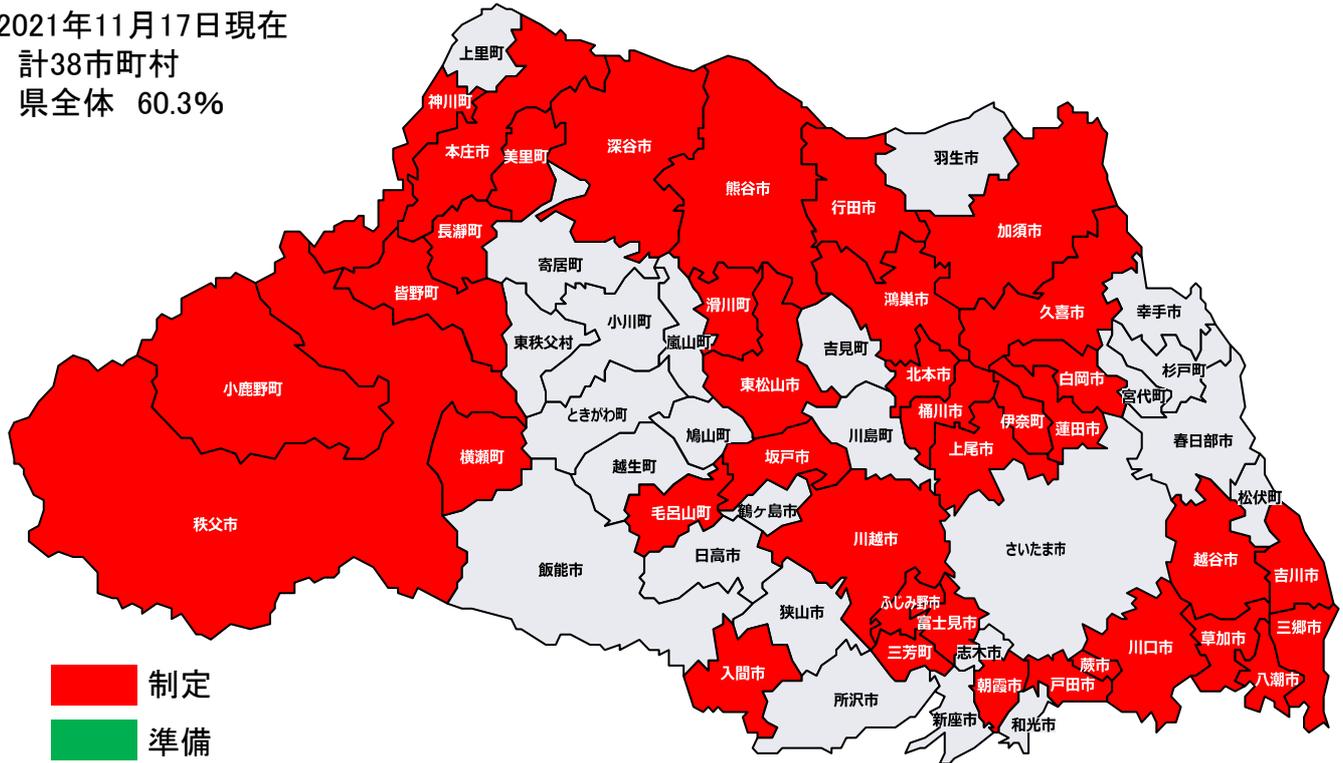
埼玉県内の手話言語条例情報 2021年度版 目次

● 手話言語条例制定状況(埼玉県内のみ)	1
● 全国手話言語市区長会状況(埼玉県内のみ)	2
● 市町村手話言語条例の取り組み	3
● 手話言語条例 制定地域		
アンケート調査 分析	10
アンケート集計表	14
● 手話言語条例 未制定地域		
アンケート調査 分析	21
アンケート集計表	22
未制定地域への助言	28
● 埼玉県手話言語条例に望むこと	33
● 資料		
埼玉県手話施策推進方針(素案)への提言 (埼玉県聴覚障害者協会)	35
埼玉県手話施策推進方針(素案)への提言 (埼玉県手話通訳問題研究会)	38
埼玉県手話施策推進方針(素案)への提言 (埼玉県手話サークル連絡協議会)	43
埼玉県手話施策推進に当たっての提言 (埼玉県手話環境整備施策推進懇話会)	46
埼玉県第6期障害者支援計画(抜粋)	51



手話言語条例制定状況

2021年11月17日現在
計38市町村
県全体 60.3%



※行政また議員とともに準備委員会設立に入ったことを表す



手話言語条例制定状況

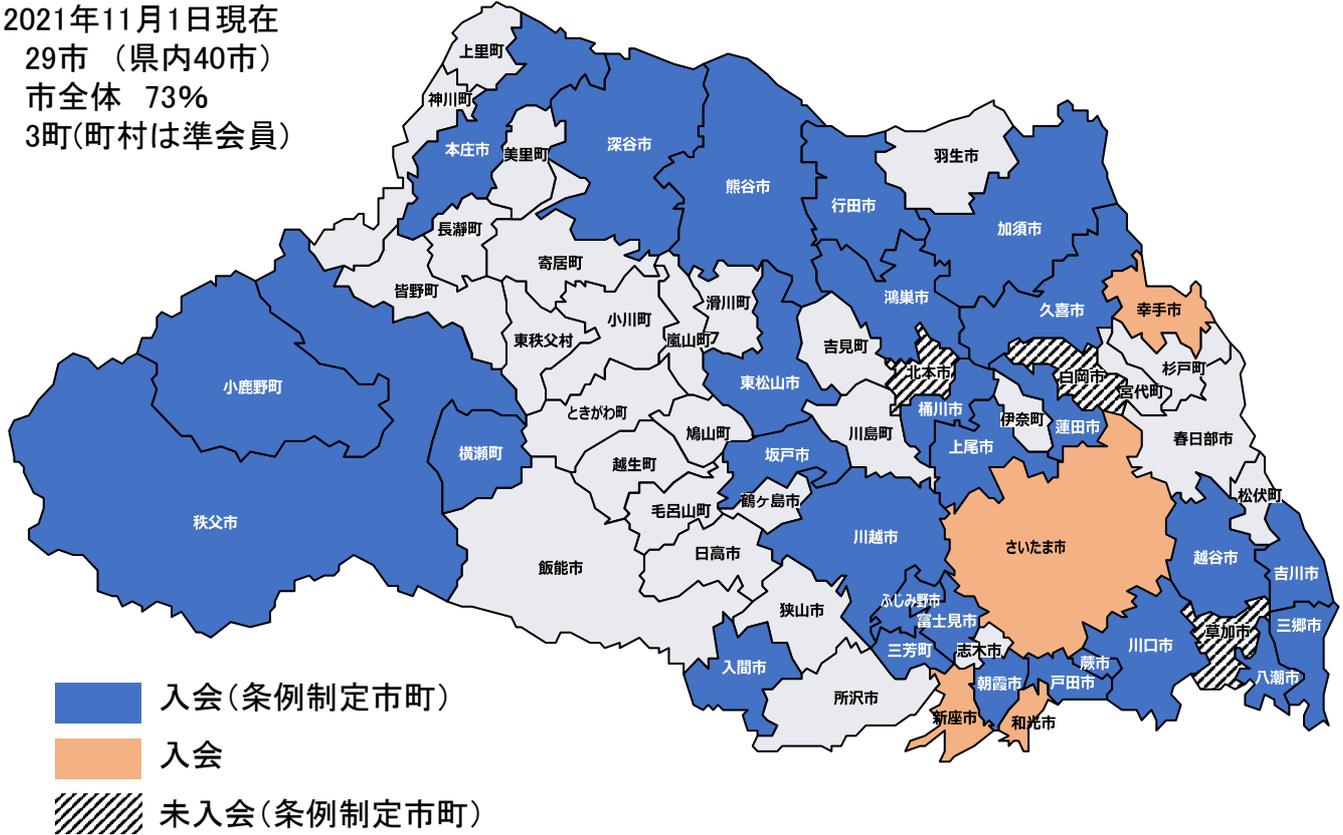
制定	地域	制定	地域	制定	地域	制定	地域
●	加須		飯能		小川町	●	横瀬町
	春日部	●	東松山	●	滑川町	●	皆野町
●	草加		狭山		嵐山町	●	長瀬町
●	越谷	●	入間		川島町	●	小鹿野町
●	久喜	●	朝霞		吉見町	●	本庄
●	八潮		志木		鳩山町	●	美里町
●	三郷		和光		ときがわ町	●	神川町
●	蓮田		新座		さいたま		上里町
	幸手	●	富士見	●	川口		羽生
●	吉川	●	坂戸	●	上尾	●	鴻巣
●	白岡		鶴ヶ島	●	蕨	●	深谷
	宮代町		日高	●	戸田	●	桶川
	杉戸町	●	ふじみ野	●	伊奈町	●	北本
	松伏町	●	三芳町	●	熊谷		東秩父村
●	川越	●	毛呂山町	●	行田		寄居町
	所沢		越生町	●	秩父		

●: 条例制定市町村 ○: 準備

全国手話言語市区長会状況



2021年11月1日現在
 29市（県内40市）
 市全体 73%
 3町(町村は準会員)



全国手話言語市区長会状況



制定	地域	制定	地域	制定	地域	制定	地域
●	加須		飯能		小川町	●(準会員)	横瀬町
	春日部	●	東松山		滑川町		皆野町
△	草加		狭山		嵐山町		長瀬町
●	越谷	●	入間		川島町	●(準会員)	小鹿野町
●	久喜	●	朝霞		吉見町	●	本庄
●	八潮		志木		鳩山町		美里町
●	三郷	○	和光		ときがわ町		神川町
●	蓮田	○	新座	○	さいたま		上里町
○	幸手	●	富士見	●	川口		羽生
●	吉川	●	坂戸	●	上尾	●	鴻巣
△	白岡		鶴ヶ島	●	蕨	●	深谷
	宮代町		日高	●	戸田	●	桶川
	杉戸町	●	ふじみ野		伊奈町	△	北本
	松伏町	●(準会員)	三芳町	●	熊谷		東秩父村
●	川越		毛呂山町	●	行田		寄居町
	所沢		越生町	●	秩父		

●:加入(条例制定市町) ○:加入 △:未加入(条例制定市町)

白岡市



この条例は、白岡市聴覚障害者協会、手話サークル、公募のかたがたなどで

手話言語条例の制定

市は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話を広く普及させることにより、ろう者とろう者以外の者が互いを理解し合い、ともに支え合い、ともに地域の中で育ち、学び、生活し、働き、活動できる共生社会を実現するため、「白岡市心をつなぐ手話言語条例」の制定に向けて取り組んでまいりました。

令和元年7月から4回にわたり手話言語条例検討会を開催し、市聴覚障害者協会や手話サークルの方々、公募に応じた一般の方々から御意見を伺い、パブリックコメント手続きを経て、令和2年第2回市議会定例会に上程し、可決され、「白岡市心をつなぐ手話言語条例」が令和2年6月26日に制定されました。

この条例は、白岡市聴覚障害者協会、手話サークル、公募のかたがたなどで

リーフレット



川越市



手話ハンドブック

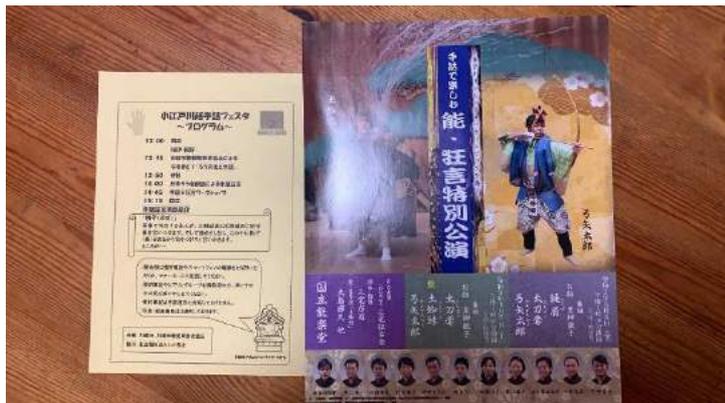
市内の小中学校へ手話講座をする際に配布するもの
小江戸川越手話フェスタにて配布

市町村手話言語条例の取り組み



クリアファイル

小江戸川越手話フェスタにて配布
背面には指文字のイラスト入り



小江戸川越手話フェスタ

2020年2月1日実施



川越市手話言語条例 (全文)

892 回視聴

3 共有 1 保存 報告

kawagoecitychannel 川越市チャンネル
チャンネル登録者数 966人

手話言語条例についての手話動画

市職員であるろう者が担った
2019年度公開



ワクチンに関する厚生労働省の最新情報。

さらに詳しい情報を Google で

【手話動画】川越市・新型コロナウイルスワクチン接種について

2421 回視聴

新型コロナウイルスにかかる 情報動画発信

蕨市

パンフレットの発行

戸田市

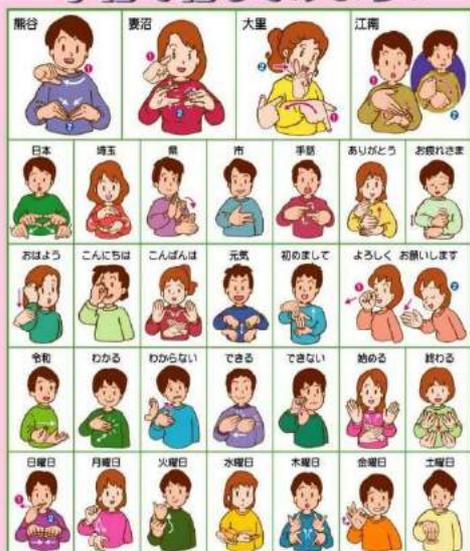
市報に掲載

啓発チラシ

パブリックコメント
案件概要書

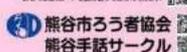
熊谷市

手話で話してみよう!



2017年4月1日に熊谷市手話言語条例が制定されました。誰もが手話で話しあえる熊谷市を目指しています。

～熊谷市手話言語条例について～
詳しくはQRコードを照らしてください。



手話ポスターを配布中!!

2017年に熊谷市手話言語条例が成立してから3年目に入りました。手話の普及を図るために分かりやすいイラスト入りの手話ポスターを作成いたしました。現在、下記のとおり、配布中です。

- ・ 公的機関
- ・ 医師会（病院）
- ・ 歯科医師会（歯科医院）
- ・ 薬剤師会（薬局）
- ・ 小学校・中学校・高校・大学
- ・ 会社、お店等（約800枚提供済）

ポスターにあるQRコードを読み取れば、手話ポスターを申し込むことができます。（A3版）
なお、A4版もダウンロードできます。

なお、各支会の方は本部事務所にありますので、まだもらっていない方は本部事務所までお願いいたします。

熊谷市ろう者協会
熊谷手話サークル

手話ポスター（埼玉ろう者新聞 2020年7月号に掲載）



駅

ドラッグストア

歯科医院

郵便局

スーパーマーケット

市町村手話言語条例の取り組み

鴻巣市



手話ポスターを掲示（鴻巣市役所）



（鴻巣市民活動センター）

北本市



リーフレット



市報に掲載

2018年11月号

伊奈町



いな「社協だより」
手話単語を継続掲載
(隔月発行)

「広報いな」へSDGsの
取り組みとして掲載



2009年12月号 広報いな 4



伊奈町中部公園
公園の遊具へ手話看板の設置
※季節の手話はその都度交換※



伊奈マルシェ
手話普及促進事業イベントとして、
「きいろぐみ」の公演、記念に缶バッチの配布



伊奈町役場
2020年1月31日
【職員手話研修を実施しました】
耳の不自由な方が役場に来庁されたときなどに簡単な手話等で対応できるよう、昨年度に引き続き今年も、役場職員を対象とした手話研修を行いました。講師に埼玉県聴覚障害者協会の新久光三氏を迎え、聴覚障害や手話について学びました。研修には計59名の職員が参加し、参加した職員からは「手話のことをもっと学びたい」「これまで以上に障がいのある方の視点に立った窓口対応を心掛けたい」「職場や家族に今日の研修の話を広げたい」などの感想が聞かれました。伊奈町では平成30年4月1日に伊奈町人と人をつなぐ手話言語条例を制定し、手話を使用する方が安心して日常生活を送ることができるよう環境づくりを進めています。 ※詳しくは町ホームページをご覧ください！
<https://www.town.saitama-ina.lg.jp/0000003878.html>



伊奈町役場職員
手話研修
(伊奈町 Facebook より)
※2021年2月も開催予定だったが、
新型コロナウイルス感染拡大のため中止

「伊奈町手話施策推進方針」が広報「いな」へ掲載され、リーフレットの全戸配布

1 手話の普及およびろう者に対する理解に関すること
一人でも多くの方に手話に関心を持っていただき、手話を理解し親しむことで、ろう者をはじめとする聴覚障がい者に対する理解を深めようとする項目です。
【具体的な取り組み】
●手話言語条例パンフレットを配布する
●手話の会と連携・協力し、手話の出前講座などを行う など
福祉課で発行したパンフレットを広報いな1月号とともに全戸配布しました

2 手話による情報の取得および手話を使用しやすい環境づくりに関すること
聴覚障がい者が安心して暮らせるように、日常生活や社会生活においてコミュニケーション手段として手話が使ええる環境づくりを進めようとする項目です。
【具体的な取り組み】
●役場窓口対応職員等を対象に、手話研修を開催する
●耳マークの普及を進める など

3 学校教育の場等における手話に触れる機会の提供に関すること
子どものころから手話に親しんでもらい、障がいのある方の気持ちの理解やお互いを尊重する思いやりの心を育てようとする項目です。
【具体的な取り組み】
●未就学児童が通う各施設で手話に親しむ機会を提供する
●町内小・中学校の児童生徒と聴覚障がい者との交流機会を提供する など

4 手話通訳者の養成、確保その他の手話による意思疎通支援に関すること
聴覚障がい者が日常生活に必要な情報を得やすくするため、コミュニケーションの支援を行う手話通訳者の派遣などに努めようとする項目です。
【具体的な取り組み】
●手話通訳者養成のため、社会福祉協議会と連携して手話講習会を開催する
●埼玉県聴覚障害者協会と連携し、手話通訳者の派遣事業を進める など

5 その他町長が必要と認めること
手や指を動かしたりすることで健康づくりや介護予防につなげることを目的として、高齢者が集う場所や手話に触れる機会を提供する。
【具体的な取り組み】
●老人福祉センターやいきいきサロンなどの高齢者が集う場所や手話に触れる機会を提供する
●介護通所事業所（デイサービス）に、利用者が手話に触れる機会を設けるように協力を依頼する など

手話言語条例に関するアンケート調査 分析

1) 市町村手話言語条例の制定状況 (2021年11月現在)

埼玉県内の市町村手話言語条例制定は、38市町(28市10町)であり、市町村の60%で制定されている。また22町のうち10町が手話言語条例制定され、45%になっている。

2) 全国手話言語市区長会の入会状況 (2021年11月現在)

全国手話言語市区長会には29市が入会しており、入会率は、72.5%となっている。(※埼玉県の市数は40市)

全国手話言語市区長会後に、手話言語条例を制定した市がいくつかあるので、効果が大きいと思われる。

3) 手話言語条例に関する委員会

手話言語条例に沿った施策が円滑に進められるよう、委員会または懇話会の設置を促進している。37市町(2021年8月時点、草加市除く)のうち、13市町は委員会を設立している。本来は手話言語条例を制定した市町全てに委員会を設けるのが望ましいが、集計結果をみると35%となっており低い状態である。

	制定市町	設置	設置なし	無記入
市町数(比率)	37(100%)	13(35%)	22(59%)	2(6%)

- ・ 越谷市では「教育委員会」から参加、三郷市では「三郷市障がい者地域支援協議会・コミュニケーション推進部会」が設けられ「相談支援、地域包括、就労移行支援事業所」が参加し、手話言語に関する施策について協議を行っている。
- ・ 手話通訳者等派遣未実施の地域で、伊奈町以外は委員会が設置されていない。
- ・ 秩父地域では「施策の推進方針」が策定されていないと回答。
入門手話講習会開始等、手話に興味をもつ人が増え市民の変化ありと答えているが、施策に結びついていない。
- ・ まだ設置していない市町については今後、設置方法や必要性を検討していかなければならない。

4) 市町村障害者福祉計画への盛り込み

手話言語に関する施策は、市町村障害者福祉計画に盛り込み、施策を進めていると聞いている。埼玉県においては県懇話会で提言を行い、協議し、ほとんどの提言が、障害者福祉支援計画に反映された。

市町村においては、11市町が障害者福祉計画に盛り込んでいるとの回答があった。最近制定された地域は今後の協議によって、障害者福祉計画に盛り込んでいくと思われる。

しかしながらまだ盛り込まれていない地域が多い。働きかけが必要である。

	制定市町	盛り込んでいる	盛り込んでいない	無記入
市町数(比率)	37(100%)	11(30%)	22(59%)	4(11%)

5) 手話言語条例と手話通訳者派遣事業

手話言語条例制定地域の中で手話通訳者の派遣実施市、町（広域）は以下の通り。

	実施（市・町）	未実施（市・町）	合計（市・町）
派遣実施市	24市（89%）	3市（11%）	27市（100%）
派遣実施町（広域）	3町（30%）	7町（70%）	10町（100%）
総合計	27（73%）	10（27%）	37市町（100%）

派遣制度や手話通訳者の改善について、手話通訳派遣事業がある地域の中、条例制定で改善につながった市町があるが、数値を見ると改善が無かった市町が多い。

改善	有	無
派遣制度の改善	10（36%）	18（64%）
手話通訳者の処遇改善	8（29%）	20（71%）

- ・ 専任が主任の役職を担い、聴覚障害者の社会資源づくりの企画に携われるのは大きい。
- ・ 条例制定後、パートの専任が嘱託化（入間市）、市登録手話通訳者が非常勤特別職になり、報酬が日額から時間で加算された（ふじみ野市）、専任の身分保障、報酬改善、議会や学校等公の場で手話通訳者の派遣配置（朝霞市）、専任手話通訳者2名と非常勤職員1名の配置で派遣の常時受付が可能になった（熊谷市）と制定後の効果が大きく見られた。
- ・ 「派遣事業と通訳者処遇の改善があった」と答えた地域ほど、「市民の変化あり」の回答が多い。
- ・ 伊奈町から「民間の「見える通訳」が導入。設置通訳者が望ましい」との回答。新型コロナウイルス感染症の拡大と重なり、遠隔手話サービスの導入検討を進めている行政が増えている。導入コスト面から考えると、民間の遠隔手話サービスを選択してしまうこともあり、「設置手話通訳者」の更なる重要性を深めて行かなければならない。
- ・ 他にも「施策の推進方針」が策定されていない市があるかもしれないが、回答では把握できない。

6) 手話言語の普及

ほとんどの市町では、広報（市報など）に手話言語に関する記事が掲載された。単発的であるか、継続的であるかは調査できなかった。

単発的では手話言語の普及につながることができない。ワンポイント手話連載など継続的に行えば、手話言語の普及につながりやすいので、継続的に行えるよう働きかけが必要である。

今までは「職場にろう者がいた、手話で会話をしているのを見た、テレビを見た」など手話に興味を持った理由であったが、パンフレットまたリーフレットなどの発行、広報（市報）への掲載により手話に興味を持った新たな理由が出ている。

内容	有	無	無記入
広報への掲載	28	7	2
ホームページへの掲載	23	12	2
パンフレットの発行	8	26	3

リーフレットの発行	11	23	3
ポスターの発行	5	29	3
チラシの発行	7	27	3
手話体験教室の実施	19	16	2
手話イベントの開催	7	28	2

- ・ 市職員向け手話講習会、新人職員研修に聴覚障害についての講義（越谷市）
- ・ パンフレットで手話に興味を持つ先生や児童が増えている（越谷市）
- ・ こども手話言語条例パンフレットを発行（川口市）
- ・ 宅配講座に「手話を知ろう」を追加、依頼の増加（熊谷市）
- ・ 夏休みボランティア体験で「手話」へ応募多数（伊奈町）

7) 手話言語条例によってもたらした成果

手話奉仕員養成講習会をはじめ手話講習会の受講者が増加、手話サークルの会員が増加、行政職員が手話を使用、市町長ビデオメッセージに手話通訳、手話通訳者派遣専任職員の身分改善など手話言語に関する施策の成果が出始めていることがわかる。

市町民が、手話言語であいさつする、手話を学びたいなど、意識が変わった地域が増え始めている。

変化	有	無	無記入
市町民の変化	16 (43%)	19 (52%)	2 (5%)
行政の変化	22 (60%)	13 (35%)	2 (5%)
学校の変化	6 (16%)	28 (76%)	3 (8%)

特に「行政の変化」の割合が大きく見られる。条例制定の成果が行政にはっきりと表れていることが分かる。

項目7の「新型コロナウイルス感染症の影響」でも述べているが、「学校の変化が無かった」の割合が76%となっており、新型コロナウイルス感染症の影響が大きかった原因もある。

- ・ 新人職員研修で手話や接客のポイントの講義（三郷市）
- ・ 市から手話動画での情報発信が増加（川越市）

8) ICT（情報通信技術）の活用

ICTは「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指している。動画でのやりとりが行えるテレビ電話、遠隔手話サービス、電話リレーサービスなど、インターネットのような通信技術を利用したサービスなどの総称である。

全国各地で、手話言語条例が制定されたあと、遠隔手話サービスや電話リレーサービスなど遠隔により、対面だけでなく、遠隔でも手話言語でコミュニケーションが行える環境整備を行っている。

埼玉県内でも実施されているかを調査し分析した。

	導入	導入無し	無記入
遠隔手話サービス（独自）	14（38%）	21（57%）	2（5%）
電話リレーサービス（独自）	1（3%）	34（92%）	2（5%）

市町独自で遠隔手話サービスを構築し、役所、社協、市民センター、新型コロナワクチン接種会場に導入していることが分かる。どのようなシステム体系になっているかは調査できなかったが、手話言語によるコミュニケーション機器の設置が進んでいることが分かる。

電話リレーサービスは、2021年7月より電話リレーサービスが開始されたこともあり、導入していない地域が多い。1市のみ電話リレーサービスを利用していることが分かったので、新たに調査が必要である。

- ・ 民間の遠隔手話サービスを利用している。（伊奈町）
- ・ 電話リレーサービスを構築（深谷市）

9) 新型コロナウイルス感染症の影響

- ・ 手話言語に関するイベントの中止が多かった。
- ・ 代替として、手話動画の作成が増えてきている。
- ・ 学校行事の中止や延期など影響が大きく、意識変化で、学校の変化が少ない。

No	市町村No	1	2	3	4	5	6	7	8
	市町村名 ブロック	加須市 県東	越谷市 県東	久喜市 県東	八潮市 県東	三郷市 県東	蓮田市 県東	吉川市 県東	白岡市 県東
	人口数	113,043人	344,528人	153,066人	92,131人	142,529人	61,570人	73,050人	52,404人
	手話言語条例名称	加須市でもに生きる手話言語条例	越谷市手話言語条例	久喜市手話言語条例	八潮市手話言語条例	三郷市こころつながる手話言語条例	蓮田市手話言語条例	吉川市手話言語条例	白岡市心をつなぐ手話言語条例
	手話言語条例制定日	2018年10月3日	2018年3月16日	2017年3月17日	2018年9月21日	2016年12月9日	2017年12月18日	2019年12月10日	2020年6月23日
	手話言語条例施行日	2019年1月1日	2018年4月1日	2017年4月1日	2018年9月21日	2017年4月1日	2018年1月1日	2020年4月1日	2020年6月26日
	全国手話言語市区長会	入会	入会	入会	入会	入会	入会	入会	-
専門委員会	設置	設置	設置	設置		設置	設置なし	設置なし	設置なし
	委員会名称	加須市手話言語条例の制定に向けた調整会議	意見交換会	久喜市手話言語懇談会		三郷市障がい者地域支援協議会コミュニケーション推進部会	-	-	-
	委員数	8人	10人	新型コロナのため未定		7人	-	-	-
	委員選出団体	聴協・通研	聴協、サークル、手話通訳者団体、手話通訳者・要約筆記者派遣事務所、教育委員会	新型コロナのため休止		聴協、サークル、相談支援センター、地域包括支援センター、就労移行支援事業所	-	-	-
	事務局	障がい者福祉課	福祉部 障害福祉課	障害者福祉課		障がい福祉課	-	-	-
	開催頻度	年0回	年1回	-		年10~12回	-	-	-
	中長期や評価システム等	無い	ある	無い		無い	-	-	-
	障害者福祉計画への盛り込み	盛り込んでいる	盛り込んでいる	盛り込んでいる		盛り込んでいる	盛り込んでいない	盛り込んでいない	盛り込んでいない
	広報への掲載	掲載	掲載	掲載無し		掲載	掲載無し	掲載	掲載
	掲載内容	手話言語条例の制定について	平成30年7月より、広報こしがやに「ちよこつと手話」のコーナーを設け、日常生活で使用する簡単な手話表現を紹介。	-		聴覚障害理解推進セミナー	-	市広報	言語条例制定に関する議会、準備委員会の経過、聴覚障害について簡単な説明、ミニ手話コーナー(挨拶・日常会話)毎月掲載
手話言語の普及	ホームページへの掲載	掲載	掲載	掲載無し		掲載	掲載無し	掲載	掲載
	掲載内容	手話言語条例の制定について	手話動画(毎月1回掲載)、ワクチン接種について動画、など	-		聴覚障害理解推進セミナー	-	手話言語条例、条例速条解説	言語条例制定に関する議会、準備委員会の経過等
	パンフレットの発行	発行無し	発行	発行無し		発行	発行無し	発行無し	発行無し
	リーフレットの発行	発行	発行無し	発行		発行無し	(B5サイズ表裏カラーのもの)	発行無し	発行
	ポスターの発行	発行	発行無し	発行無し		発行無し	発行無し	発行無し	発行無し
	チラシの発行	発行	発行無し	発行		発行無し	発行無し	発行無し	発行無し
	手話体験教室の実施	開催	開催無し	開催		開催無し	開催無し	開催無し	開催
	手話イベント	開催	開催	開催無し		開催	開催無し	開催無し	開催無し
	内容	手話普及・体験イベント(小学校で開催)	特別講演会、トークショー、映画など	-		聴覚障害理解推進セミナー	-	-	-
	教育	小学校手話啓発	22校/年	-	(2020年度)4校/年	5校/年	7校/年(全8校中)	2校/年	1校/年
21	中学校手話啓発	8校/年	-	(2020年度)1校/年	-	2校/年(全3校中)	-	-	
22	病院への啓発	啓発無し	啓発無し	啓発無し	啓発無し	啓発無し	啓発無し	啓発無し	
23	病院での研修	開催無し	開催無し	開催無し	開催無し	開催無し	開催無し	開催無し	
24	手話言語通訳派遣事業	実施	実施	実施		実施	未実施	実施	
25	専任手話通訳者	いる	いる	いる		いる	いない	いる	
26	派遣の改善	改善された	改善無し	改善無し		改善無し	改善された	改善無し	
27	具体的な改善内容	通訳講座修了者から登録手話通訳者となる者が増えた	-	-		-	妻綱(家族の通訳)	-	
28	手話通訳者の処遇改善	改善された	改善無し	改善無し		改善された	-	改善無し	
29	具体的な改善内容	専任手話通訳者の賃金増	-	-		専任手話通訳者で主任の役割を作った	-	-	
30	手話通訳者養成講習会の開催	開催	開催	開催		開催	開催	開催	
31	厚労省カリキュラム	入門+基礎	入門+基礎	入門+基礎		入門+基礎	入門+基礎	入門	
32	予算	1,191,200円	1,735,500円	-		685,000円	510,000円	141,000円	
33	通訳者養成講習会の開催	開催	開催	開催		開催	開催無し	開催	
34	厚労省カリキュラム	通訳I	通訳II	通訳I		通訳I・II・III	通訳I	通訳I	
35	予算	799,600円	円	確認中		1,305,000円	660,000円	198,000円	
36	遠隔手話サービス	導入無し	導入	導入		導入	導入無し	導入	
ICTの活用	設置場所	-	市役所	市役所、各総合支所3ヶ所、社協		市役所	-	ワクチン接種会場	市役所
	具体的な内容・課題	-	手話通訳者配置されていない市立病院でも設置できるようにしてほしい	タブレット型端末のテレビ電話機能		-	-	-	-
	電話リレーサービス	導入無し	導入無し	導入無し		導入無し	導入無し	導入無し	導入無し
	設置場所	-	-	-		-	-	-	-
	具体的な内容・課題	-	-	-		-	-	-	-
42	市町民の変化	変化があった	変化があった	無かった		変化があった	変化あり(受講意識の高まりが見られた)	無かった	変化があった
43	具体的な変化内容	各種講座への参加増	市職員向けの手話講習会開催や新人職員研修での聴覚障害者について	-		手話を学びたいと問合せが増えた	講習会への申込みが少し増えた	-	-
44	行政の変化	変化があった	変化があった	変化があった		変化があった	特になし	変化があった	変化があった
45	具体的な変化内容	防災DVDへの手話通訳導入	ワクチン接種関係のある課も聴覚障害者について認識している	高齢大学の講演会が継続して開催		新人職員研修で手話や接客のポイントを行っている。市役所内でワンポイント手話指導実施。	-	手話講座動画の作成、市民への周知	-
46	学校の変化	変化があった	変化があった	無かった		無かった	変化あり(3密に気を付けながらの指導依頼)マスク・席席の工夫	無かった	無かった
47	具体的な変化内容	手話普及・体験イベントへの参加	パンフレットのおかげで手話に興味を持つ先生や児童が増えている	-		-	-	-	-
48	その他(施策を行った内容)	手話奉仕員養成講座の基礎講座を修了した方を対象に、手話通訳者養成講座受講へのステップとなるよう「フォローアップ講座」を実施	小学生対象のジュニアボランティアスクールが行われた。お話し「ありがとう」の手話表現をしてくれた。	子ども向け夏休み手話教室		三郷市障がい者地域生活支援協議会コミュニケーション推進部会を立ち上げた	-	-	-
49	課題(一年間の課題)	専任通訳者の正職員採用登録手話通訳者の更なる増員養成講座の講師の養成DVD作成・登録通訳者の研修に聴覚障害者団体と協議がない。(コロナの影響も関係している)	-	タブレット型端末のテレビ電話機能について、個人スマホが使えない、利用の自由が出来ない。		手話言語条例の市民周知が十分ではない。	コロナ禍、人材不足の中でどう対処していったらいいのか	-	-

No	市町村No	9	10	11	12	13	14	15	16
	市町村名	川越市	東松山市	入間市	朝霞市	富士見市	坂戸市	ふじみ野市	三芳町
	ブロック	県西	県西	県西	県西	県西	県西	県西	県西
	人口数	353,301人	90,348人	147,727人	141,802人	111,620人	101,026人	114,306人	38,191人
	手話言語条例名称	川越市手話言語条例	東松山市手話言語条例	入間市手話言語条例	朝霞市日本語手話言語条例	富士見市手話言語条例	坂戸市手話言語条例	ふじみ野市手話言語条例	三芳町手話言語条例
	手話言語条例制定日	2018年6月29日	2019年6月25日	2021年2月26日	2015年9月24日	2015年12月19日	2019年9月19日	2016年12月19日	2015年12月10日
	手話言語条例施行日	2018年6月29日	2019年6月28日	2021年4月1日	2016年4月1日	2015年12月18日	2019年9月30日	2016年12月22日	2015年12月10日
	全国手話言語市区長会	入会	入会	-	入会	入会	入会	入会	入会
2	設置	設置	設置なし	設置	設置なし	設置	設置なし	設置なし	設置なし
	委員会名称	未定	-	手話言語条例勉強会	-	富士見市障害者施策推進協議会・権利擁護コミュニケーション部会	委員会を実施しないが、話し合いは実施可。	-	-
	委員数	未定	-	21人	-	12人	6人	-	-
	委員選出団体	未定	-	行政・聴障会・手話サークル・要約筆記サークル	-	聴障会、サークル、市内障害者団体、派遣運営委員、社協、公費	聴障会、手話サークル、市登録手話通訳者班	-	-
	事務局	障害者福祉課	-	障害者支援課	-	障がい福祉課	-	-	-
	開催頻度	未定	-	年6回(2ヶ月1回)	-	年3回	なし(コロナ禍のため)	-	-
	中長期や評価システム等	無い	-	ある	-	ある	無い	無い	無い
	障害者福祉計画への盛り込み	盛り込んでいる	盛り込んでいない	盛り込んでいる	盛り込んでいる	盛り込んでいる	盛り込んでいない	盛り込んでいない	盛り込んでいない
	広報への掲載	掲載	掲載	掲載	掲載	掲載	掲載	掲載なし	掲載
	掲載内容	手話言語条例について告知	手話普及に関する特集記事	条例の抜粋、手話単語の紹介、聴障理解、聴障会代表インタビュー、市の取り組み	条例の趣旨など内容	手話のAR動画	条例の概要、制定経緯	-	現在特になし
11	ホームページへの掲載	掲載	掲載なし	掲載	掲載	掲載	掲載	掲載	掲載
	掲載内容	広報 川越の掲載PDFや手話言語条例動画等	-	紹介、条例全文	条例の趣旨や、条例の本文内容	-	条例の概要、条例の概要のチラシ	条文・制定日・施行日・その他	手話言語条例の前からあった「日本手話コーナー」
	パンフレットの発行	発行	発行無し	発行	発行無し	発行	発行無し	発行無し	発行無し
	リーフレットの発行	発行	発行無し	発行無し	発行	発行	発行無し	発行無し	発行無し
	ポスターの発行	発行	発行無し	発行無し	発行無し	発行	発行無し	発行無し	発行無し
	チラシの発行	発行無し	発行無し	発行無し	発行無し	発行	発行	発行	発行
	手話体験教室の実施	開催無し	開催無し	開催	開催	開催	開催無し	開催	開催
	手話イベント	開催無し	開催無し	開催	開催	開催	開催無し	開催無し	開催無し
	内容	-	計画があったがコロナのため中止	県手話普及キャンペーンへの協力、はじめての手話講習会	手話言語条例記念講演(毎年1回)	-	-	-	-
	教育	小学校手話啓発	-	-	1校/年	5校/年	-	-	-
20	中学校手話啓発	-	-	-	1校/年	-	-	-	
21	病院への啓発	啓発無し	啓発無し	啓発無し	啓発した	啓発無し	啓発無し	啓発無し	
22	病院での研修	開催無し	開催無し	開催無し	開催無し	開催無し	開催無し	開催無し	
23	手話言語通訳派遣事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
24	専任手話通訳者	いる	いる	いる	いる	いる	いる	いる	
25	派遣の改善	改善された	改善された	改善された	改善された	改善された	改善無し	改善無し	
26	具体的な改善内容	申請方法の改善	働き方改善	市の広報番組への手話導入	議会や学校などの公の場が手話通訳を依頼して準備	予算が上がる	-	-	ZOOMにより手話通訳派遣
	手話通訳者の処遇改善	改善無し	改善された	改善された	改善された	改善された	改善無し	改善された	改善された
	具体的な改善内容	-	人材	パート職員の嘱託化	専任通訳者の身分保障、報酬改善	専任増員、待機通訳、通訳料アップ(2時間の場合)など	-	非常勤特別職から市登録手話通訳者になった。報酬が日額から時間ごとのようになった	ワケン優先
	審判員養成講習会の開催	開催	開催	開催	開催	開催	開催	開催	開催
	30	厚労省カリキュラム	入門+基礎	入門+基礎	入門+基礎	入門+基礎	入門+基礎	入門+基礎	入門+基礎
	31	予算	720,000円	約1,000,000円	662,000円	730,000円	1,521,480円	確認中	富士見市に含む
	32	通訳者養成講習会の開催	開催	開催無し	開催無し	開催	開催	開催無し	開催
	33	厚労省カリキュラム	通訳1・Ⅱ・Ⅲ	-	-	通訳1・Ⅱ・Ⅲ	通訳1・Ⅱ	-	-
	34	予算	130,000円	-	-	630,000円	1,099,978円	確認中	-
	35	遠隔手話サービス	導入	導入無し	導入無し	導入無し	導入	導入無し	導入
36	設置場所	各市民センター、西口市民サービスステーション	-	-	-	市役所、社協	-	市役所	市役所・社協
	具体的な内容・課題	利用実績はまだありません	-	-	-	利用者個人と派遣事務所間でビデオ通話ができない	-	状況により可	レンタル
	電話リレーサービス	導入無し	導入無し	導入無し	導入無し	導入無し	導入無し	導入無し	導入無し
	設置場所	-	-	-	-	-	-	-	-
	具体的な内容・課題	-	-	-	-	-	-	-	-
	40	市町民の変化	変化があった	変化があった	変化があった	変化があった	変化があった	無かった	無かった
	41	具体的な変化内容	手話講座について、申し込みが多い状況	講習会受講申し込みが増えた	手話であいさつをしてくれた	手話サークル加入が増えた	以前より聞こえない人、手話、通訳者が知られるようになった	-	-
	42	行政の変化	変化があった	無かった	変化があった	ある	変化があった	変化があった	無かった
	43	具体的な変化内容	-	-	あいさつ程度で手話を使っている	予算が増えた	講演会など啓発のために通訳依頼がくるようになった	市長ビデオメッセージに手話通訳 など	ZOOMにより手話通訳派遣可能に。
	44	学校の変化	無かった	無かった	無かった	無かった	無かった	無かった	無かった
45	具体的な変化内容	新型コロナウイルスの影響により、予定されていた学校講座は全て中止となった	-	-	-	-	-	-	
46	その他(施策を行った内容)	今年度は新型コロナウイルスの対応に集中したため、手話言語条例の施策が後回しになってしまった。新型コロナウイルスに関する情報提供手話動画を作成し、発信した。手話通訳者派遣制度のリーフレット改訂、および動画作成	-	-	-	市役所職員の研修	あいサポート運動との併用により、手話言語条例の採択がスムーズになった	-	町長挨拶にはろう通訳付の動画作成。
	課題(一年間の課題)	新型コロナウイルスの影響により、一般市民への啓発活動をしたかった。2020年度は全ての手話講座が中止となった。今後はインターネットでの手続きや告知が主流になっていくかもしれないが、それについていけない高齢者層をどうするか課題	現在の様子は過去の比べると変わっている。	-	-	聴障児への情報保障などの支援	病院への普及、啓発	-	

No	市町村No	17	18	19	20	21	22	23	24	
	市町村名	毛呂山町	滑川町	川口市	上尾市	蕨市	戸田市	伊奈町	熊谷市	
	ブロック	県西	県西	県南	県南	県南	県南	県南	県北	
	人口数	33,551人	19,294人	607,105人	228,779人	75,679人	140,642人	44,830人	196,829人	
	手話言語条例名称	毛呂山町手話言語条例	滑川町手話言語条例	川口市手話言語条例	上尾市手話言語条例	蕨市手話言語条例	戸田市手話言語条例	伊奈町人と人をつなぐ手話言語条例	熊谷市手話言語条例	
	手話言語条例制定日	2019年6月11日	2021年3月10日	2017年6月26日	2018年3月19日	2021年3月23日	2020年6月23日	2018年3月20日	2017年3月21日	
	手話言語条例施行日	2019年6月11日	2021年4月1日	2017年6月26日	2018年4月1日	2021年4月1日	2021年4月1日	2018年4月1日	2017年4月1日	
	全国手話言語市区長会	-	-	入会	入会	入会	入会	-	入会	
1	設置	設置なし	-	設置	設置	設置	設置	設置	設置なし	
	委員会名称	-	-	手話普及啓発推進会議(コロナ対策により中止)	上尾市手話言語条例推進委員会	蕨市手話言語条例制定準備会	戸田市手話言語条例代表者会議(仮称)	伊奈町手話言語条例に向けた検討会	-	
	委員数	-	-	15人程度	7人	15人	4人	12人	-	
	委員選出団体	-	-	聴協・社協・手話サークル	聴協・通研	福祉総務課障害者福祉係、社協、聴協、登録手話通訳者、手話サークル	聴協・身障福祉会・通研・社協	社協・サークル代表3名・町民代表(ろう者2名、きこえる人1名)	-	
	事務局	-	-	障害福祉課	障害福祉課	福祉総務課	障害福祉課	福祉課	-	
	開催頻度	-	-	年1回(中止)	年1回	4回(2020年)	年3回	年6回	-	
	中長期や評価システム等	-	-	無い	無い	ある	-	無い	-	
	障害者福祉計画への盛り込み	-	-	盛り込んでいる	盛り込んでいる	盛り込んでいる	盛り込んでいる	盛り込んでいる	盛り込んでいる	
	広報への掲載	掲載無し	-	掲載	掲載	掲載	掲載	掲載	掲載	
2	掲載内容	-	-	「広報かわち」ワンポイント手話講座	手話動画・静止画像	4/1広報「4つの柱で推進」のまちづくり	「戸田市手話言語条例ができました」	SDGsに、条例施行について掲載	2017年8月～2018年3月号手話紹介コーナー掲載済みホームページにも掲載あり	
	ホームページへの掲載	掲載	-	掲載	掲載	掲載	掲載	掲載無し	掲載	
	掲載内容	条例文、条例の概要等	-	手話言語条例・手話言語条例に規定する施策を推進するための指針・手話言語条例1-フレット・こども手話言語条例ハフレット	ホームページに手話動画	手話言語条例	手話を覚えよう！「戸田市手話チャンネル」(手話言語施策の推進・手話通訳者・要約筆記者の派遣・手話通訳者の設置・手話の各種講習会)	他、「社協」より「手話」単語を継続掲載	市報(2017年8月～2018年3月)	
	パンフレットの発行	発行	-	発行	発行無し	-	-	発行無し	発行無し	
	リーフレットの発行	発行無し	-	発行	発行	発行	発行無し	発行無し	発行無し	
	ポスターの発行	発行無し	-	発行無し	発行無し	-	発行無し	発行無し	発行	
	チラシの発行	発行無し	-	発行無し	発行無し	-	発行	発行無し	発行無し	
	手話体験教室の実施	開催無し	-	開催	開催	開催	開催無し	開催無し	開催	
	手話イベント	開催無し	-	開催無し	開催	開催	開催無し	開催無し	開催無し	
3	内容	-	-	-	放課後子供手話教室	テレビ広報「手話を学ぼう」放映	-	-	宅配講座に「手話を知ろう」を追加	
	教育	小学校手話啓発	啓発無し	2校/年(2020年度)	1校/年	-	-	-	-	
	教育	中学校手話啓発	啓発無し	2校/年(2020年度)	-	-	-	-	-	
	医療	病院への啓発	啓発無し	啓発無し	啓発無し	啓発無し	啓発無し	啓発無し	啓発無し	
	医療	病院での研修	啓発無し	開催無し	開催無し	開催無し	開催無し	開催無し	開催無し	
	24	手話言語通訳派遣事業	未実施	-	実施	実施	実施	実施	実施	
	25	専任手話通訳者	-	-	いる	いる	いる	未実施	いる	
	26	派遣の改善	-	-	改善された	改善無し	改善無し	改善無し	改善された	
	27	具体的な改善内容	-	-	専任手話通訳者2名と非常勤職員1名の配置で常駐受付が可能	-	※上記回答について、従前より改善を要するものはなかった。	-	コロナ予防接種の優先接種	
4	手話通訳者の処遇改善	-	-	改善無し	改善無し	改善無し	改善無し	改善無し	改善無し	
	具体的な改善内容	-	-	-	-	※上記回答について、従前より改善を要するものはなかった。	-	-	-	
	審判員養成講習会の開催	開催	-	開催	開催	開催	開催	開催	開催	
	31	厚労省カリキュラム	入門+基礎	-	入門+基礎	入門+基礎	入門+基礎	入門	入門+基礎	
	32	予算	624,000円	-	2,500,000円程度(通訳I・IIを含む)	1,500,000円	約66万円	852,000円	確認中	2,222,000円
	33	通訳者養成講習会の開催	開催無し	-	開催	開催	開催	開催	開催	
	34	厚労省カリキュラム	-	-	通訳I・II	通訳I	通訳I	通訳I+通訳II	通訳II	通訳I
	35	予算	-	-	上記のとおり	1,000,000円	約72万円	1,311,200円	1,000,000円	上記に含む
	36	遠隔手話サービス	導入無し	-	導入	導入無し	導入無し	導入無し	導入	導入
5	設置場所	-	-	その他(コロナワクチン予防接種集団接種会場)	-	-	-	役場庁舎内のみ	市役所に購入済み使用はまだ	
	38	具体的な内容・課題	-	-	利用があったかは不明	-	-	民間の「みえる通訳」を導入、設置通訳者が望ましい	-	
	39	電話リレーサービス	導入無し	-	導入無し	導入無し	導入無し	導入無し	導入無し	
	40	設置場所	-	-	-	-	-	-	-	
	41	具体的な内容・課題	-	-	-	-	-	-	-	
	42	市町民の変化	無かった	-	無かった	無かった	無かった	無かった	変化があった	無かった
	43	具体的な変化内容	-	-	コロナ感染予防のため、市民との関わり無し	-	-	-	夏休みボランティア体験の「手話」へ応募多数	-
	44	行政の変化	無かった	-	変化があった	変化があった	変化があった	無かった	変化があった	変化があった
	45	具体的な変化内容	-	-	職員の手話使用者が増えた。	職員対象の手話講習会の回数が増えた	デジタルテレビ、リーフレットでの市民への認知。	-	役場職員への手話研修継続、コロナ禍で中止	手話を使う場面が見られる
6	46	学校の変化	無かった	-	変化があった	無かった	無かった	無かった	変化があった	
	47	具体的な変化内容	-	-	聴覚障害者への理解が少しずつ浸透してきている	-	-	-	宅配講座の依頼の増加	
7	48	その他(施策を行った内容)	-	-	コロナ対策のため、行事等は中止になっている	-	-	-	-	
	49	課題(一年間の課題)	-	-	①障害福祉課の職員の異動による引継ぎの問題②コロナ対策による手話関連事業の中止、またそれに伴う職員の意識の低下	-	手話言語条例がはじまり、今後どのように変わっていくのかを、注視していきたい。	-	-	

No	市町村No	25	26	27	28	29	30	31	32
	市町村名 ブロック	行田市 東北	秩父市 東北	本庄市 東北	鴻巣市 東北	深谷市 東北	桶川市 東北	北本市 東北	横瀬町 東北
	人口数	80,936人	62,005人	78,243人	118,395人	143,219人	75,359人	66,171人	8,194人
	手話言語条例名称	行田市手話言語条例	秩父市手話言語条例	本庄市手話言語条例	鴻巣市手話言語条例	深谷市手話言語条例	桶川市手話言語条例	北本市手話言語条例	横瀬町手話言語条例
	手話言語条例制定日	2017年12月20日	2017年12月20日	2017年12月22日	2018年12月19日	2021年3月17日	2016年12月14日	2018年9月26日	2018年3月9日
	手話言語条例施行日	2018年4月1日	2018年4月1日	2018年4月1日	2018年12月20日	2021年4月1日	2016年12月16日	2018年10月1日	2018年4月1日
	全市手話言語市区長会	入会	入会	入会	入会	入会	入会	-	入会
1	設置	設置なし	設置なし	設置なし	設置なし	設置なし	設置なし	設置	設置なし
	委員会名称	-	-	-	-	-	-	手話言語条例制定準備会	-
	委員数	-	-	-	-	-	-	5人	-
	委員選出団体	-	-	-	-	-	-	聴協、手話サークル	-
	事務局	-	-	-	-	-	-	福祉部障がい福祉課	-
	開催頻度	-	-	-	-	-	-	年3回	-
	中長期や評価システム等	無い	無い	無い	無い	無い	無い	無い	無い
	障害者福祉計画への盛り込み	盛り込んでいない	盛り込んでいない	盛り込んでいない	盛り込んでいない	盛り込んでいない	盛り込んでいない	盛り込んでいない	盛り込んでいない
	広報への掲載	掲載無し	掲載	掲載無し	掲載	掲載	掲載	掲載	掲載
10	掲載内容	-	市報「ちちぶ」に連載(写真撮影された手話表現)	-	12月号予定 内容未定	特集 手話言語と障害者のコミュニケーション	手話奉仕員養成講座について	2020年10月から条例の施行、条例の内容、「こんにちは、ありがとう」の手話を連載(写真撮影された手話表現)	広報「よこぜ川」に「みんなで一緒に手話をまなぼう!」を連載(写真撮影された手話表現)
	ホームページへの掲載	掲載無し	掲載無し	掲載	掲載	掲載	掲載	掲載	掲載無し
	掲載内容	-	-	条文掲載	手話言語条例の概要	手話言語条例・遡条解説	手話言語条例について、手話奉仕員養成講座について	10月から条例の施行、条例の内容	-
11	パンフレットの発行	発行無し	発行無し	発行無し	発行無し	発行無し	発行無し	発行無し	発行無し
	リーフレットの発行	発行無し	発行無し	発行無し	発行	発行無し	発行無し	発行	発行無し
	ポスターの発行	発行無し	発行無し	発行無し	発行	発行無し	発行無し	発行無し	発行無し
	チラシの発行	発行無し	発行無し	発行無し	発行	発行無し	発行無し	発行無し	発行無し
	手話体験教室の実施	開催	開催	開催	開催	開催	開催無し	開催無し	開催
	手話イベント	開催無し	開催無し	開催無し	開催無し	開催無し	開催無し	開催無し	開催無し
	内容	-	-	-	-	-	-	-	-
	教育	小学校手話啓発 4校/年 中学校手話啓発 1校/年	-	-	5~12校/年 1~3校/年	4校/年 1校/年	3校/年	-	-
	医療	病院への啓発 開催無し	啓発無し 開催無し	啓発無し 開催無し	啓発した 開催無し	啓発無し 開催無し	啓発無し 開催無し	啓発無し 開催無し	啓発無し 開催無し
	意思疎通支援	専任手話通訳者 派遣の改善	改善無し	-	改善無し	改善無し	改善無し	改善無し	改善無し
12	具体的な改善内容	-	-	-	-	-	-	-	-
	手話通訳者の処遇改善	改善無し	-	改善無し	改善無し	改善無し	改善無し	改善無し	-
	具体的な改善内容	-	-	-	-	-	-	-	-
	審判員養成講習会の開催	開催無し	開催	開催	開催	開催	開催	開催	開催
	厚労省カリキュラム	-	入門	入門	入門+基礎	入門+基礎	入門+基礎	入門+基礎	入門
	予算	-	1,153,000円	確認中	796,000円	658,100円	943,000円	707,000円	一秩父市に含む
	通訳者養成講習会の開催	-	開催無し	開催無し	開催	開催	開催無し	開催	開催無し
	厚労省カリキュラム	-	-	-	通訳Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	通訳Ⅰ	-	通訳Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	-
	予算	-	-	-	718,000円	638,450円	-	438,000円(通訳Ⅰ)	-
	遠隔手話サービス	導入無し	導入無し	導入無し	導入無し	導入	導入無し	導入	導入無し
13	設置場所	-	-	-	-	市役所・社協	-	市役所・社協・病院	-
	具体的な内容・課題	-	-	-	-	通信環境が安定しない	予算がない、人材が不足している	利用したい場合は事前に予約申込が必要	-
	電話リレーサービス	導入無し	導入無し	導入無し	導入無し	導入	導入無し	導入無し	導入無し
	設置場所	-	-	-	-	社協	-	-	-
14	具体的な内容・課題	-	-	-	-	問い合わせ・利用者を限定している	予算がない、人材が不足している	-	-
	市町民の変化	無かった	変化があった	無かった	無かった	無かった	変化があった	無かった	変化があった
	具体的な変化内容	-	広報紙・手話コーナー開始により手話について話題にする人が増えた。手話体験講座に参加する人が増えた。	-	-	-	市登録手話通訳者が1名増えた。	-	手話体験講座へ多くの人が参加した。
	行政の変化	無かった	変化があった	無かった	無かった	無かった	変化があった	変化があった	変化があった
15	具体的な変化内容	-	広報紙・手話コーナーがスタートした。公民館主催の手話体験講座が開催された。	-	-	-	手話通訳者養成講座Ⅰ人口試験対策講習会(全11回)実施	数年ぶりに市職員向け手話講座を開催	町民向けの手話体験講座が開催された。
	学校の変化	無かった	無かった	無かった	無かった	無かった	無かった	無かった	無かった
16	具体的な変化内容	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他(施策を行った内容)	-	-	-	-	市広報に隔月で「手話deおはなし」を掲載 市と共にポスターを作成中 市と共にパンフレットを検討中 市のまごころ出張講座を活用した学習会を検討中(店舗・病院・事業所等)	手話通訳者養成講座Ⅰ人口試験対策講習会(全11回)実施	-	-
17	課題(一年間の課題)	コロナ禍で、様々な市町村で市長メッセージ等に手話通訳者が導入されおり、本市においても議員から市へ導入しようという話はあるが、結局、市からの要請はなかった。手話言語条例の必要性、合理的配慮等、市への理解をどのように促していくかが課題。	施策の推進方針の策定が実施されていない。	-	施策推進会議設置 市区町会への参加	条例施行から間がないので成果や課題はこれらになります	選任手話通訳者が1人に留まっており、市役所に赴いても手話通訳できる人が不在にしていることが多い。	-	施策の推進方針の策定が実施されていない。

No	市町村No	33	34	35	36	37
	市町村名	皆野町	長瀬町	小鹿野町	美里町	神川町
	ブロック	東北	東北	東北	東北	東北
	人口数	9,677人	7,022人	11,459人	11,205人	13,507人
	手話言語条例名称	皆野町手話言語条例	長瀬町手話言語条例	小鹿野町手話言語条例	美里町手話言語条例	神川町手話言語条例
	手話言語条例制定日	2018年3月12日	2018年3月9日	2018年3月8日	2019年12月13日	2018年12月13日
	手話言語条例施行日	2018年4月1日	2018年4月1日	2018年4月1日	2020年4月1日	2019年4月1日
	全国手話言語市区長会	-	-	入会	-	-
1	設置	設置なし	設置なし	設置なし	設置なし	設置なし
2	委員会名称	-	-	-	-	-
3	委員数	-	-	-	-	-
4	委員選出団体	-	-	-	-	-
5	事務局	-	-	-	-	-
6	開催頻度	-	-	-	-	-
7	中長期や評価システム等	無い	無い	無い	無い	無い
8	障害者福祉計画への盛り込み	盛り込んでいない	盛り込んでいない	盛り込んでいない	盛り込んでいない	盛り込んでいない
9	広報への掲載	掲載	掲載	掲載	掲載	掲載無し
10	掲載内容	広報「みなのに」「みーんなどて話そう簡単手話入門」を連載(写真撮影された手話表現)	広報「ながとろ」に「簡単な手話を覚えよう」を連載(写真撮影された手話表現)	広報「おがの」に「簡単な手話を覚えよう」を連載(写真撮影された手話表現)	広報「みさと」に「ワンポイント手話講座」を連載(わたしたちの手話の写真を掲載)	-
11	ホームページへの掲載	掲載無し	掲載無し	掲載無し	掲載無し	掲載無し
12	掲載内容	-	-	-	-	-
13	パンフレットの発行	発行無し	発行無し	発行無し	発行無し	発行無し
14	リーフレットの発行	発行無し	発行無し	発行無し	発行無し	発行無し
15	ポスターの発行	発行無し	発行無し	発行無し	発行無し	発行無し
16	チラシの発行	発行無し	発行無し	発行無し	発行無し	発行無し
17	手話体験教室の実施	開催無し	開催無し	開催	開催無し	開催無し
18	手話イベント	開催無し	開催無し	開催無し	開催無し	開催無し
19	内容	-	-	-	-	-
20	教育 小学校手話啓発	-	-	2校/年	-	-
21	中学校手話啓発	-	-	-	-	-
22	医療 病院への啓発	啓発無し	啓発無し	啓発無し	啓発無し	啓発無し
23	病院での研修	開催無し	開催無し	開催無し	開催無し	開催無し
24	手話言語通訳派遣事業	未実施	未実施	未実施	(本庄市)	(本庄市)
25	専任手話通訳者	-	-	-	(本庄市)	(本庄市)
26	意思疎通支援 派遣の改善	-	-	-	(本庄市)	(本庄市)
27	具体的な改善内容	-	-	-	-	-
28	手話通訳者の処遇改善	-	-	-	(本庄市)	(本庄市)
29	具体的な改善内容	-	-	-	-	-
30	手話通訳者養成講習会の開催	開催	開催	開催	(本庄市)	(本庄市)
31	厚労省カリキュラム	入門	入門	入門	入門	入門
32	予算	←秋父市に含む	←秋父市に含む	1,153,000円	←本庄市に含む	←本庄市に含む
33	通訳者養成講習会の開催	開催無し	開催無し	開催無し	(本庄市)	(本庄市)
34	厚労省カリキュラム	-	-	-	(本庄市)	(本庄市)
35	養成 予算	-	-	-	←本庄市に含む	←本庄市に含む
36	遠隔手話サービス	導入無し	導入無し	導入無し	導入無し	導入無し
37	ICTの活用 設置場所	-	-	-	-	-
38	具体的な内容・課題	-	-	-	-	-
39	電話リレーサービス	導入無し	導入無し	導入無し	導入無し	導入無し
40	設置場所	-	-	-	-	-
41	具体的な内容・課題	-	-	-	-	-
42	市町民の変化	無かった	変化があった	変化があった	無かった	無かった
43	具体的な変化内容	-	広報誌手話コーナーを見て手話について話題にする人が増えた	手話体験講座への参加者が増えた	-	-
44	意識変化 行政の変化	無かった	変化があった	無かった	無かった	無かった
45	具体的な変化内容	-	広報誌手話コーナーがスタートした	-	-	-
46	学校の変化	無かった	無かった	変化があった	無かった	無かった
47	具体的な変化内容	-	-	新たな学校から手話体験教室の依頼があった	-	-
48	その他(施策を行った内容)	-	-	-	-	-
49	課題(一年間の課題)	施策の推進方針の策定が実施されていない。	施策の推進方針の策定が実施されていない。	コロナ禍の影響もあるが、昨年度と比べて事業が縮小された。	-	-

越谷市

市長の動画メッセージに手話通訳がついた。

久喜市

市長メッセージに手話通訳が導入された。しかし回数が少ない。

三郷市

三郷市 HP 掲載の市長や教育長等のメッセージに手話通訳導入。

蓮田市

以前よりも外部からの依頼が減り、成果は特になし。

川越市

市長メッセージに手話通訳をつけることはできたが、当協会からの要望でやっとつけた。高齢ろう者に理解してもらうために文書での通知だけでなく手話動画を作るという提案が障害者福祉課から出るようになった。障害者福祉課はだいぶ意識改善してきている。

東松山市

市の HP で、新型コロナウイルス関連で（新しい生活様式について、コロナワクチン接種について）手話通訳付き動画がアップされた

入間市

市町・教育長のメッセージや、新型コロナ関係の記者会見等に、手話通訳（ワイプ）と字幕が付いた。

FM チャッピーへの出演（支会・サークル）手話言語条例について

県手話普及キャンペーンに協力

朝霞市

市長メッセージに手話通訳が導入された。

坂戸市

市長のビデオメッセージに手話通訳

コロナワクチン接種説明会の開催

ワクチン集団接種の予約に手話通訳の有無の確認

三芳町

Zoom に手話通訳派遣可能に。

①Zoom 面談の場合3名以下であれば、手話通訳はいることもできる

②Zoom 講演場合、講演用の Zoom と通訳用の Zoom パソコン2台開く必要であるが、通訳可能。

川口市

①市長メッセージの手話通訳・字幕スーパーは継続中

②全国手話言語市区長会加入済

上尾市

市長メッセージに手話通訳導入

上尾市ホームページに新バージョンアップ 4 月より

あったか手話教室の動画アップ

蕨市

市長メッセージに手話通訳のワイプ、字幕がついた。

伊奈町

町政 50 周年記念の町長メッセージへ手話通訳導入（前回の回答漏れ分：リーフレットは条例制定時に全戸配布している）

本庄市

市町メッセージに手話通訳導入

深谷市

新型コロナの影響で、手話普及リレーキャンペーンの誘致を次年度以降に延期（市と協議の結果）

桶川市

市長メッセージに手話通訳導入（YouTube）

未制定地域におけるアンケート調査 分析

未制定地域のアンケートから、新型コロナウイルス感染症の影響で話し合いができない、会員が減少している、共生社会条例など他の条例制定との兼ねあいなど、色々な課題が出された。

似たような課題があり、①新型コロナウイルスの影響、②当事者や団体、③行政や議員の考え方の原因を3つに整理し、分析した。

1) 新型コロナウイルス感染症の影響による原因

- ・ 会員が集まらないので、進められなかった。(飯能市)
- ・ 新型コロナウイルスのせいで手話言語条例の話し合いが出来ていない状態(狭山市)
- ・ コロナ禍により議員説明会等が開けない。(鶴ヶ島市)
- ・ コロナウイルス感染拡大の影響で活動が休止状態となっている。早急に再開したいが状況的に難しい。(小川町)
- ・ 新型コロナウイルスの影響で集まれず話し合いができていない。集まれる状況になったら、勉強会を開き準備を進めて行くと考えている。(寄居町)

2) 会員、団体等による原因

- ・ 聴覚障害者協会の会員が減少しているので、会員拡大に掘り起こしが必要だが、なかなか難しい。(杉戸町)
- ・ 当事者(ろう者)からの要望がないため進まない。(和光市)
- ・ 要望の件、手話サークルとの打合せ不足。(ときがわ町)

3) 行政や議員の考え方、目指す方向による原因

- ・ 町との話し合いができない状況、聞こえないことへの理解が足りない。(松伏町)
- ・ 手話言語条例単独ではなく、共生社会条例(仮称)としての制定を目指している。単独での制定が叶わない場合、共生社会条例に手話言語条例で実現してほしい内容をどう反映させたらよいかわからない。(志木市)
- ・ 「共に暮らすための新座市障がい者基本条例」の中に手話を言語として認めているため、手話言語条例を制定する予定は無いとのこと。(新座市)
- ・ なぜ手話言語条例なのか?情報コミュニケーション条例とのすみ分けについての説明(鶴ヶ島市)
- ・ これまで市議会議員や市障害者政策委員会等への要望、シンポジウムの開催など取り組んできましたが、成果が出ない。(さいたま市)
- ・ 聴覚障害者の現状、手話言語条例制定の趣旨等に関し、町長の理解が得られない状況(上里町)

No	市町村No	1	2	3	4
	市町村名	春日部市	草加市	杉戸町	松伏町
	ブロック	県東	県東	県東	県東
	人口数	234,137人	249,645人	44,777人	29,165人
	全国手話言語市区長会	-	-	-	-

1	制定見込み日	-	2021年10月予定	未定	未定	
2	行政・ 準備委員等による	設置	-	設置	設置していない	設置していない
3		設置日	-	2020年7月1日	-	-
4		委員会名称	-	草加市手話言語条例検討会	-	-
5		委員数	-	7人	-	-
6		選出団体	-	聴協・通研・社協	-	-
7		開催頻度	-	3~4ヶ月/1回	-	-
8		支会・ 準備手話関係 委員会	設置	-	設置	設置していない
9	設置日		-	-	-	-
10	委員会名称		-	手話言語条例合同実行委員会	-	-
11	委員数		-	9人	-	-
12	選出団体		-	聴協 4人 通研 5人	-	-
13	開催頻度	-	不定期 1~3ヶ月/1回	-	-	
14	要望	市町村への要望	-	要望した	要望した	要望しなかった
15		議会(議員)への要望	-	要望しなかった	要望しなかった	要望しなかった
16		障害者福祉課への要望	-	要望した	要望した	要望しなかった
17		その他への要望	-	要望しなかった	要望しなかった	要望しなかった
18		要望した相手	-	-	-	-
19	学習会	学習会の開催	-	開催した	開催しなかった	開催しなかった
20		意見交換会の開催	-	開催しなかった	開催した	開催しなかった
21		その他	-	-	-	-
22	その他 (上記以外に取り組んだ内容)	-	他地域(制定済)から、市への意見の出し方など助言をもらった。市のHPに掲載された条例(案)に対し、パブリックコメントしてくれるよう会員に呼びかけた。	町長出前座談会や福祉課長との話し合いで提案してきた。福祉課内で近隣市町の様子からそろそろ条例制定に動いてはどうかと話が出ている様子。提案される予定だった会議が緊急事態宣言のため中止になったので、まだ正式に提案はされていない。準備委員会の設置や学習会の開催を提案する予定。	-	
23	課題(行き詰まっていること)	-	-	聴覚障害者協会の会員が減少しているため、会員拡大に掘り起こしが必要だが、なかなか難しい。	町との話し合いができない状況 聞こえないことへの理解が足りない	

No	市町村No	5	6	7	8
	市町村名	所沢市	飯能市	狭山市	志木市
	ブロック	県西	県西	県西	県西
	人口数	344,233人	79,553人	150,719人	76,474人
	全国手話言語市区長会	-	-	-	-

1	制定見込み日	未定	未定	2022年度	未定	
2	行政・ 準・議 備委員 等による 委員会	設置	設置していない	設置していない	準備中	
3		設置日	-	-	未定	-
4		委員会名称	-	-	未定	-
5		委員数	-	-	未定	-
6		選出団体	-	-	未定	-
7		開催頻度	-	-	未定	-
8		支会・ 準・手 話関係 委員会 団体	設置	設置していない	設置していない	これから設置
9	設置日		-	-	-	2019年4月
10	委員会名称		-	-	-	手話言語条例準備委員会
11	委員数		-	-	-	5人
12	選出団体		-	-	-	聴障会、サークル
13	開催頻度	-	-	-	-	
14	要望	市町村への要望	要望しなかった	要望しなかった	要望しなかった	要望しなかった
15		議会(議員)への要望	要望しなかった	要望しなかった	要望しなかった	要望しなかった
16		障害者福祉課への要望	要望しなかった	要望しなかった	要望した	要望しなかった
17		その他への要望	要望しなかった	要望しなかった	要望しなかった	要望しなかった
18		要望した相手	-	-	-	-
19	学習会	学習会の開催	開催しなかった	要望しなかった	これから開催	開催しなかった
20		意見交換会の開催	開催しなかった	要望しなかった	これから開催	開催しなかった
21		その他	-	-	-	-
22	その他 (上記以外に取り組んだ内容)	-	-	-	-	
23	課題(行き詰まっていること)	-	会員が集まらないので、 勤められなかった。	新型コロナウイルスのせいで手話言語条例の話合いが出来ていない状態	市は手話現況単独ではなく、共生社会条例(仮称)としての制定を目指している。単独での制定が叶わない場合、共生社会条例に手話言語条例で実現してほしい内容をどう反映させたらよいかかわらない。	

No	市町村No	9	10	11	13
	市町村名	和光市	新座市	鶴ヶ島市	越生町
	ブロック	県西	県西	県西	県西
	人口数	83,810人	165,727人	69,935人	11,567人
	全国手話言語市区長会	入会	入会	-	-

1	制定見込み日	未定	未定	未定	-
2	行政・ 準・議 備委員 等による 委員会	設置	設置していない	設置していない	-
3		設置日	-	-	-
4		委員会名称	-	-	-
5		委員数	-	-	-
6		選出団体	-	-	-
7		開催頻度	-	-	-
8		支会・ 準・手 話関係 委員会	設置	設置していない	設置
9	設置日		-	-	2019年7月12日
10	委員会名称		-	-	手話言語条例検討委員会
11	委員数		-	-	8人
12	選出団体		-	-	聴障会・通研
13	開催頻度		-	-	3ヶ月/1回
14	要望	市町村への要望	要望しなかった	要望しなかった	要望した
15		議会(議員)への要望	要望しなかった	要望しなかった	要望した
16		障害者福祉課への要望	要望しなかった	要望しなかった	要望した
17		その他への要望	要望しなかった	要望しなかった	要望しなかった
18		要望した相手	-	-	-
19	学習会	学習会の開催	開催しなかった	開催しなかった	開催した
20		意見交換会の開催	開催しなかった	開催しなかった	開催した
21		その他	-	-	-
22	その他 (上記以外に取り組んだ内容)	-	-	-	-
23	課題(行き詰まっていること)	当事者(ろう者)からの要望がないため進まないこと。	「共に暮らすための新座市障がい者基本条例」の中に手話を言語として認めているため、手話言語条例を制定する予定は無いとのこと。	コロナ禍により議員説明会等が開けない。 なぜ手話言語条例なのか？情報コミュニケーション条例とのすみ分けについての説明	-

No	市町村No	14	15	16	17
	市町村名	嵐山町	小川町	川島町	吉見町
	ブロック	県西	県西	県西	県西
	人口数	17,890人	29,628人	19,952人	18,920人
	全国手話言語市区長会	-	-	-	-

1	制定見込み日	-	未定	-	未定	
2	行政・ 準・議 委員等 による 委員会	設置	-	設置していない	-	設置していない
3		設置日	-	-	-	-
4		委員会名称	-	-	-	-
5		委員数	-	-	-	-
6		選出団体	-	-	-	-
7		開催頻度	-	-	-	-
8		支会・ 準・手 話関係 団体 委員会	設置	-	設置していない	-
9	設置日		-	-	-	-
10	委員会名称		-	-	-	-
11	委員数		-	-	-	-
12	選出団体		-	-	-	-
13	開催頻度		-	-	-	-
14	要望	市町村への要望	-	要望しなかった	-	要望しなかった
15		議会(議員)への要望	-	要望しなかった	-	要望しなかった
16		障害者福祉課への要望	-	要望しなかった	-	要望しなかった
17		その他への要望	-	要望しなかった	-	要望しなかった
18		要望した相手	-	-	-	-
19	学習会	学習会の開催	-	開催しなかった	-	開催しなかった
20		意見交換会の開催	-	開催しなかった	-	開催しなかった
21		その他	-	-	-	-
22	その他 (上記以外に取り組んだ内容)	-	-	-	-	
23	課題(行き詰まっていること)	-	コロナウィルス感染拡大の影響で活動が休止状態となっている。早急に再開したいが状況的に難しい。	-	-	

No	市町村No	18	19	20	21
	市町村名	鳩山町	ときがわ町	さいたま市	羽生市
	ブロック	県西	県西	県南	県北
	人口数	13,657人	11,069人	1,314,145人	54,642人
	全国手話言語市区長会	-	-	入会	-

1	制定見込み日	未定	-	見込みがない	無し
2	行政・ 準・議 委員等 による 委員会	設置	設置していない	-	設置していない
3		設置日	-	-	-
4		委員会名称	-	-	-
5		委員数	-	-	-
6		選出団体	-	-	-
7		開催頻度	-	-	-
8		支会・ 準・手 話関係 団体 委員会	設置	設置していない	-
9	設置日		-	-	-
10	委員会名称		-	-	-
11	委員数		-	-	-
12	選出団体		-	-	-
13	開催頻度		-	-	-
14	要望	市町村への要望	要望しなかった	-	要望しなかった
15		議会(議員)への要望	要望しなかった	-	要望しなかった
16		障害者福祉課への要望	要望しなかった	-	要望した
17		その他への要望	要望しなかった	-	要望しなかった
18		要望した相手	-	-	-
19	学習会	学習会の開催	開催しなかった	-	開催しなかった
20		意見交換会の開催	開催しなかった	-	開催しなかった
21		その他	-	-	-
22	その他 (上記以外に取り組んだ内容)	-	-	1)市議会の民主改革さい たま市議団から市長に要 望を提出。 2)今年3月市障害者政策 委員会に意見を提出。 3)市長候補予定者に、公 開質問状を送付。	2021年度勉強会を開催 する予定でしたが、コロナ 渦でサークルが休止中で 話し合いができない。
23	課題(行き詰まっていること)	-	要望の件、手話サーク ルとの打合せ不足。	これまで市議会議員や 市障害者政策委員会等 への要望、シンポジウム の開催など取り組んでき ましたが、成果がありが ません。	-

No	市町村No	22	23
	市町村名	上里町	寄居町
	ブロック	県北	県北
	人口数	30,988人	33,342人
	全国手話言語市区長会	-	-

1	制定見込み日	未定	未定
2	行政・ 準・議 備委員 等による 委員会	設置	設置していない
3		設置日	-
4		委員会名称	-
5		委員数	-
6		選出団体	-
7		開催頻度	-
8		支会・ 準・手 話関係 団体 委員会	設置
9	設置日		-
10	委員会名称		-
11	委員数		-
12	選出団体		-
13	開催頻度		-
14	要望	市町村への要望	要望しなかった
15		議会(議員)への要望	要望しなかった
16		障害者福祉課への要望	要望しなかった
17		その他への要望	要望しなかった
18		要望した相手	-
19	学習会	学習会の開催	開催しなかった
20		意見交換会の開催	開催しなかった
21		その他	-
22	その他 (上記以外に取り組んだ内容)	-	-
23	課題(行き詰まっていること)	聴覚障害者の現状、手話言語条例制定の趣旨等に関し、町長の理解が得られない状況	コロナの影響で集まらず話し合いができていません。 今後集まれる状況になりましたら、勉強会を開き準備を進めていこうと考えています。

No	市町村No	1	2	3	4	5	6	7
	市町村名	久喜市	蓮田市	吉川市	白岡市	川越市	入間市	朝霞市
	ブロック	県東	県東	県東	県東	県西	県西	県西
A	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	無い
B	設置日	平成28年7月11日	2017年6月21日	2019年2月21日	-	2017年4月	2019/5/23	-
C	委員会名称	久喜市手話言語条例の制定に向けた検討会	蓮田市手話言語条例制定に係る検討会	吉川市手話言語条例検討委員会	手話言語条例準備委員会	仮称 川越市手話言語条例制定外部懇談会	手話言語条例委員会	-
D	委員数	15人	6人	10人	10人	7人	16名	-
E	委員選出団体	聴障協、サークル、民生委員、社協、教育委員会	聴障協、通研、市障がい者団体連絡協議会	社協、障害者相談支援センター、民生委員・児童委員協議会、学識経験者、一般市民(公募)、聴障協、手話関係団体	聴障協、サークル	障害者団体連絡協議会、中難協、通研、サークル、支会	聴障会。手話サークル、要約筆記サークル	-
F	事務局	障害福祉課	健康福祉部福祉課	-	福祉課	障害者福祉課	障害支援課・法務課	-
G	開催頻度	6ヶ月/5回	1ヶ月/2回	1~2ヶ月/1回	年3回	6ヶ月/1回	2ヶ月/1回	-
H	設置	無い	無い	無い	無い	設置	無い	設置
I	設置日	-	-	-	-	2016年6月	-	-
J	委員会名称	-	-	-	-	手話言語条例プロジェクトチーム	-	手話通訳派遣事業調整会議の場に兼ねた
K	委員構成	-	-	-	-	7人	-	-
L	選出団体	-	-	-	-	聴障協、通研、サークル	-	-
M	開催頻度	-	-	-	-	3ヶ月/1回	-	-

No	市町村No	8	9	10	11	12	13	14
	市町村名	富士見市	坂戸市	三芳町	川口市	上尾市	伊奈町	熊谷市
	ブロック	県西	県西	県西	県南	県南	県南	県北
A	設置	設置	無い	設置	設置	設置	無い	無い
B	設置日	2015年5月11日	-	2015年5月11日	2016年12月8日	2015年1月	-	-
C	委員会名称	手話言語条例制定に伴う検討委員会	委員会は設置されず、市との話し合い(4回)、議員との話し合い(5回)を重ねてきた。	手話言語条例制定に伴う検討委員会	川口市手話言語条例制定プロジェクト	上尾市手話言語条例に関する会議	-	-
D	委員数	12人	-	12人	10~15人	10人	-	-
E	委員選出団体	富士見聴障会・三芳聴障会、市町サークル、教育委員会、学識経験者、行政(市・町課長)	-	富士見聴障会・三芳聴障会、市町サークル、教育委員会、学識経験者、行政(市・町課長)	自民党、聴障協、サークル	聴障協、通研	-	-
F	事務局	富士見市障がい福祉課・三芳町福祉課	-	富士見市障がい福祉課・三芳町福祉課	市議会事務局	障害福祉課	-	-
G	開催頻度	6ヶ月/6回	-	6ヶ月/6回	2ヶ月/1回	6ヶ月/1回	-	-
H	設置	無い	設置	無い	設置	設置	無い	設置
I	設置日	-	2018年6月	-	2016年1月17日	2014年2月	設置はしていないが、検討会の前に事前に相談し、意見を述べた。	-
J	委員会名称	-	手話言語条例検討委員会	-	川口市手話言語条例制定プロジェクト	上尾市手話言語条例に関する推進委員会	-	手話言語条例検討委員会
K	委員構成	-	6人(最初は7人)	-	10名	7人	6人	10人
L	選出団体	-	聴障協、手話サークル、市登録手話通訳者班	-	聴障協・サークル	聴障協、通研	伊奈町手話の会・町民代表(ろう者2名・その家族・聴者1名)	聴協、サークル
M	開催頻度	-	3ヶ月/1回	-	1ヶ月/1回	2ヶ月/1回	1ヶ月/1回	2ヶ月/1回

No	市町村No		15	16
	市町村名 ブロック		鴻巣市 県北	深谷市 県北
A	行政・議員等による 準備委員会	設置	設置	無い
B		設置日	2018年9月12日	-
C		委員会名称	聴覚障害者関係団体と手話言語条例に係る意見交換会	-
D		委員数	18人	-
E		委員選出団体	文教福祉常任委員、鴻巣聴障協、(新)鴻巣聴障協、通研、手話サークル(2団体)、手話集会	-
F		事務局	障がい福祉課	-
G		開催頻度	年2回	-
H	支会・手話関係団体 準備委員会	設置	無い	設置
I		設置日	-	2017年8月22日
J		委員会名称	-	深谷市手話言語条例プロジェクト
K		委員構成	-	16名(5名はオブザーバー)
L		選出団体	-	聴協、サークル、社協、(障害福祉課・市議)
M	開催頻度	-	1ヶ月/1回 (制定まで43回) 制定後も継続	

取り組んでいる地域への助言 制定地域 回答

※2019年度調査の回答も含まれます。

加須市

- すでに手話言語条例を制定している地域の取り組みなどを参考に行政、議会側への働きかけが必要だと思えます。

川越市

- 他市より遅れているなどの理由で慌てて制定しないほうが良い。
- まず、条例制定後に運用を担うであろう「障害者福祉課」との連携を強くしておかないと制定しても機能しなくなる。(名前だけの条例になる)
- 行政側は聴覚障害に対する福祉の面に関しては多少経験や知識はあっても、言語面では初めてのことが多いので言語と福祉をどう結びつけるのかがわからない、手探りの状態である。なのでろう者側が手話言語条例を機能させるためのアイデアや材料、人材などを用意できていないと厳しい。「中身はこれから作る」場合は担当課とこまめな連携が必要になる(委員会のような場だけでは不十分)
- 施策ガイドラインなどを作り、実践している地域から資料を取り寄せて検討するのがより良いものができると思う。
- 手話言語条例は大抵議会を通して採択、制定されるケースが多いので市議員とのパイプ作りも大切。ただし、議員の実績作りのために利用される可能性もあることを頭に入れておくこと。
- 行政、議員双方に良い関係を築いておくこと。
- 他の障害者団体とも連携をよくしておくこと、制定に向けての協力をしてもらえることもある。
- 手話講習会、手話講座への依頼が増えるため、「誰でも簡単に手話を教えられる」教材やガイドライン作成は必須です。
- 手話通訳派遣事業がある地域の場合、手話通訳派遣が増えることもあり、育成のための通訳養成講座に対してはさらなる成果を求められるようになります。

朝霞市

- 慌てて作っても、中身が大事なので、じっくりと時間をかけて作るほうが良いと思えます。

富士見市

- 手話言語条例が制定されたから終わりではなく、いかに一般の聞こえる人に広めていくかが大切だと思えます。

坂戸市

- 2018年7月より、市(障害者福祉課)、市議員(会派)との数回の話し合いを行い、条文や施策等を話し合ったので、準備委員会は設けていなかった。
- 市議員議員や職員も含めた勉強会(講演会)を開催したことで、条例制定に向けた動きが出てくるようになった。
- こちらが理想とする条例を案として出して、話し合いを進めていった。
- 市民コメントも積極的に活用した。

毛呂山町

- 2018年8月1日：条例勉強会開催（講師：埼聴協手話言語条例委員会、町議員8名出席）
- 2018年11月20日：条例制定を求める請願提出
- 2018年12月11日：町議会で請願採択
- 2019年3月～4月：パブリックコメント実施
- 2019年6月11日：手話言語条例制定

川口市

- 行政や市議員、できれば事業者、市民団体にも聴覚障害者としての特性や本質を知ってもらうための機会を設ける。そして、手話言語条例に向けて、聴覚障害者に対する正しい認識のもと、手話の必要性を十分に理解しながら、より効果的な提言・政策を考えていく。そのためには、行政を含め、事業者、市民ともに検討を重ねながら、必ず、実現していくという努力を続けていくことが大事である。

上尾市

【行政関係】

- 手話言語条例制定のみに限らず、日常的に行政（担当課）と絆を大切にする。
- 条例制定を目指すためのプロジェクトを設け、行政（担当課）と話し合う。
- 議員提案（議員立法）は当事者（聴障会）の思いが伝わりにくいので、当事者（聴障会）の本音が反映できる「行政提案（行政立法）」が望ましい。

【議員関係】

- 会派ごとに「ろう者の現状と課題」を説明し、条例の必要性を理解してもらう。

【担当課】

- 「ろう者の現状と課題」を説明し、条例の必要性を理解してもらう。
- 条文作りは担当課と話し合いを重ね、当事者である聴障会の意見を反映させる。
- 条文には条例の推進を定期的に検証するための、「推進方針の策定」と、それを協議する「推進委員会」の設置は必須。

伊奈町

- 制定までの経緯＝「手話でGO！」を基に、ろう者について隣市の聴障会から町会議員への説明会を行った。
- その後、町長が変わり、町の文化祭の手話の会のブースで町長と話す機会があり、言語条例の制定について伝えた。
- その後、行政提案により制定へ向けての話し合いを行いたい旨の連絡があり、条文に対する意見交換を6回開催し、議会での制定、施行となった。
- 伊奈町の場合、町長の「お年寄り・子ども・障がいのある方など誰もが住み良い、人にやさしいまち」を目指す施策により、実現した。

熊谷市

- 行政提案と議員提案がありますが熊谷市の場合、市長が不安という考えがあったため議員提案で全員採択された経過があります。
- 行政で難しい場合、議員提案をお勧めしたいと思います。

本庄市・美里町・神川町

- 後発地域は、前例に倣うことが多くスピーディーに進む分、会員の意識が追い付かない、あるいは行政の理解が深まらない恐れがあります。
- 十分に審議を重ねることが大事だと思います。

鴻巣市

- 制定後翌年、手話に関する施策推進方針策定に係る意見交換会を実施。委員数等上記同様。委員選出団体・文教福祉常任委員会除く他上記同様。年2回。

深谷市

- 障害福祉課や市議と良好な関係を築き、専門家や埼聴協・制定地域からの助言をいただき、みんなで作る条例という形が良いと思います。(要求や交渉ではない形)
- そうすれば条例制定後も障害福祉課と一緒に活動しやすくなります。

桶川市

- 聴覚障害者協会と手話サークルで協力して、議員や市役所との関わりを積極的に持つようにしてください。
例：市民イベントへの出店、議員との懇談会（聴覚障害者協会から働きかけると良いです。）、市議員選挙で候補者に質問状を出す。
- 議員とのつながりを大事にした方がいいと思います。
例：・市のイベントや選挙等で積極的に声をかける
・手話サークルや聴覚障害者協会のお楽しみ会に議員を呼ぶ等

北本市

- 協会とサークルで、学習会を開催することが大切です。

越谷市

日本手話は言語学的に見て日本語対应手話とは全く異なる自然言語である。そのことを条例に追加してほしいです。

三郷市

県は障がい福祉課だけでなく学校教育や商工、企業等への啓発を含め、障がいの枠を超えた施策をしてほしい。

川越市

オンライン手話学習への予算、整備をできるようにしてほしい。今後は対面で講習できる機会が減っていくと思う。学校講座も対面で行うことができないため。

東松山市

行政対して、手話普及をして欲しい。

三芳町

ZOOM 講演でも手話通訳導入。

ろう通訳も導入。

外国ろう者も日本語学ぶために日本手話で会話しながら習得する必要あり。

川口市

①具体的な政策・モデル事業を展開すること

②各市からの相談窓口を設置すること

蕨市

手話は言語だという認識で、市区町村に、公的機関が開催する行事などには、手話通訳、要約筆記をつけるよう通達していただきたい。

松伏町

役場職員の中に手話ができる人を置いて欲しい

小・中学校で手話の授業を行って欲しい

狭山市

手話言語条例の為の予算をもっと増やしてほしい。県の手話言語条例を広く浸透するように力を入れてほしい。

草加市

埼玉県が先行して、手話言語条例に関する施策が進むと、市でも要望しやすくなる。

和光市

当事者や関係者だけの一部の人だけではなく、誰もが知っている条例になって欲しい。条例の認知度が高まり、要望せずとも全てのことに条文の内容が盛り込まれるようになって欲しいと願っています。

資 料

1. 埼玉県手話施策推進方針（素案）への提言
（埼玉県聴覚障害者協会）
2. 埼玉県手話施策推進方針（素案）への提言
（埼玉県手話通訳問題研究会）
3. 埼玉県手話施策推進方針（素案）への提言
（埼玉県手話サークル連絡協議会）
4. 令和3年度第1回埼玉県手話環境整備施策推進懇話会記録

埼玉県手話施策推進方針（素案）への提言

2020（令和2）年2月1日

一般社団法人埼玉県聴覚障害者協会

1 提言提出の経緯

- ・ 2019年9月に開催された「第1回埼玉県手話環境整備施策推進懇話会での施策推進方針（素案）を受け、当会の手話言語条例委員会で具体的な方向性について議論をしました。
- ・ 次回懇話会において、より実効性のある「県への提言」策定に向けた議論につないでいくため、提言案を提出します。
- ・ この提言案により、埼玉県及び当会、手話関係団体など関係団体が力を合わせ手話言語に関する施策を進めて行けたらと思います。

2 提言の位置付け

- ・ 提言は、手話施策推進方針（素案）にある「現状と課題」について具体的な施策案を記載しており、項目が無いものや意見については「その他」でまとめています。

ア 手話の普及、ろう者に対する理解促進

○手話を学ぶ機会の確保等（条例第8条）

1. インターネットやテレビ、デジタルサイネージ（液晶広告）を活用した手話の動画を配信し手話を見る、触れる機会を増やす。
2. 県ホームページ（単独の手話言語情報）に埼玉県の手話関係団体（手話サークル、埼玉県手話通訳問題研究会）の定例会や開催場所などを記載し、手話を学び活動する場の情報を提供する。
3. 県、市町村と連携し、手話表現イラストや説明内容など「手話普及パンフレット」を統一する。

○学校における手話の普及等（条例第11条）

1. 小学・中学・高等学校それぞれの学部にあった手話テキスト（教材やDVD）を制作し、授業や手話体験教室などへの支援を行う。教材やDVDがあれば学校側として取り入れやすい。
2. 大学、専門学校での手話授業の取り入れを促進（必須単位として）
3. 県内の大学へのヒアリングを行い、手話授業を取り入れるようにする。

○手話による文化芸術活動の振興（条例第13条）

1. 埼玉県の観光地に、手話観光ガイド設置を促進し、地域の振興を図る。
2. 国際手話デー（9月23日）に合わせた文化芸術祭、イベント、手話パフォーマンス甲子園（鳥取県）や手話劇祭（全国手話言語市区長会）の誘致などを図り、ろう学園や高等学校手話サークル等の発表のきっかけをつくる。
3. 企業とのコラボレーション（例：本田技研が開発したロボット「アシモ」、サッカー手話応援、野球手話応援等）を行い、手話を普及する。

イ 手話を使いやすい環境整備

○情報へのアクセス（条例第9条）

1. 企業に開発援助を行い、タッチパネルによる手話対応の案内板を開発し、日本語や英語案内のほかに手話言語で案内する。県立博物館やドライブスルーを設置している店舗に対応する。
⇒例1：手話ボタンを押し、手話（CG等）による案内動画
⇒例2：手話ボタンを押し、手話ができるスタッフが案内板へ行き対応
2. 県内すべての公共施設などに、アイドラゴンを設置し、手話による緊急放送などを提供する。

○手話通訳者等の確保、養成等（条例第10条）

1. 大学、専門学校に手話通訳学科を設置し、人材を確保する。
2. 手話通訳で仕事ができる環境を構築し、進路先を広げる。

○事業者への支援（条例第12条）

1. 医療機関に手話通訳者を設置できるよう、制度や体制を検討する。
2. 遠隔手話サービスを設置できるよう、制度や体制を検討する。

○手話に関する調査研究（条例第14条）

1. 埼玉の手話DVD（埼聴協をはじめ関係団体が集まった制作委員会発行）制作助成、埼玉独自の手話表現を調査し保存研究を行う。

その他

1. わたしたちの手話学習辞典など全日本ろうあ連盟発行物を購入し、県立図書館や市立図書館等へ配布する。
2. 手話言語条例を制定した地域が一か所に集まり意見交換が行える場
3. 手話言語条例を制定させるような学習や意見交換などが行える場
4. 新生児への手話言語獲得の情報提供をしてもらうよう、埼玉県医師会・医療従事者との意見交換が行える場、医療従事者への正しい理解を啓発

埼玉県手話施策推進方針（素案）への提言

2020（令和2）年2月3日

埼玉県手話通訳問題研究会

埼玉県手話通訳問題研究会は、埼玉県手話環境整備推進懇話会に委員を選出すると共に、手話を言語と認識したうえで、手話の普及や聴覚障害者への理解を広める取り組みを行ってきました。

今回、改めて当会で意見を募り、まとめたものを下記のとおり提言として提出します。

なお、この提案は、一般社団法人埼玉県聴覚障害者協会と埼玉手話サークル連絡協議会と共に協議し、前記団体と重複していないもののみ記載しています。

また、手話施策推進方針（素案）の項目に該当しないものは、「その他」としています。

記

ア 手話の普及、ろう者に対する理解促進

- 手話を学ぶ機会の確保等（条例第 8 条）
 - ・ 県職員手話講習会の拡充
- 学校における手話の普及等（条例第 11 条）
 - ・ 県立大学での手話講座の開講
 - ・ 県内学校法人への手話普及の周知
 - ・ ろう学校教員・ろう児の手話獲得への援助
 - ・ 地域に在籍する聴覚障害児・生徒の手話学習の機会の提供
 - ・ きこえ・ことばの教室指導教員対象の手話研修会
- 手話による文化芸術活動の振興（条例第 13 条）
 - ・ ろう学園の生徒の手話劇等の発表の機会の提供

イ 手話を使いやすい環境整備

- 情報へのアクセス（条例第 9 条）
 - 県の記者発表や緊急放送等テレビ埼玉の番組への手話通訳の配置
- 手話通訳者等の確保、養成等（条例第 10 条）
 - ・ 大学、専門学校での手話通訳学科設置
 - 養成された手話通訳者が働けるような雇用の機会を、条件整備を進める
- 事業者への支援（条例第 12 条）
 - ・ ろう者が働く企業での手話普及に関する支援
- 手話に関する調査研究（条例第 14 条）
 - ・ 埼玉県独自の古い手話等の保存のための研究調査
- その他
 - ・ 県民手帳に簡単な手話でのあいさつや指文字のページを挿入
 - ・ ろう学校作成の聴覚障害の理解を広めるリーフレットに手話についての項目も加え、広く学校等へ普及する。
 - ・ 手話通訳者等と実施主体である埼玉県や市町村職員を対象とした健康学習会の開催。

埼玉県手話施策推進に当たっての提言（案）

1 趣旨

手話は言語であるという認識の下、手話の普及、ろう者（「盲ろう者、ろう重複者」を含む。以下同じ。）に対する理解促進及び手話を使用しやすい環境の整備に関して、県の施策推進の方向性並びに市町村の取組促進に向けた県の支援の方向性を、埼玉県手話環境施策推進懇話会の意見として県に対して提案するもの。

2 基本的な考え方

ア 手話の普及、ろう者に対する理解促進

ろう者は、手話という異なるコミュニケーション手段を用いていることを前提に、手話を学ぶ機会の提供や学校教育現場における取組を通じ、手話の普及やろう者の理解促進に努める。

イ 手話を使いやすい環境整備

手話通訳者の確保・育成に努めるとともに、市町村に対する情報の提供、助言その他の必要な支援を行い、市町村その他関係機関及び関係団体との連携協力を図りながら、手話を使いやすい環境の整備を進める。

3 目標

現状を踏まえ、手話の普及度を的確に示す指標、尺度、状態など、県及び市町村が施策を進める上での目標を明確化する。

なお、県は市町村に対して、数値だけでなく施策の中身についても十分な検討がなされるよう働きかける。

- | | | | |
|---------------------|------|---|-------|
| ・市町村における手話言語条例の制定数 | 31市町 | ⇒ | 55市町村 |
| ・手話普及に関する独自施策実施市町村数 | 28市町 | ⇒ | 55市町村 |
| ・手話入門講座実施市町村数 | 53市町 | ⇒ | 全市町村 |

4 目標年度

第6期障害者支援計画の計画最終年度である令和5年度（2023年度）を目途に、目標達成に向け各施策を展開していく。

5 施策展開

ア 手話の普及、ろう者に対する理解促進

○手話を学ぶ機会の確保等

- ・ろう者以外の方がろう者と出会い、手話に触れる機会の創出に努める。
- ・メディアを活用して自然に手話を目にする機会の創出に努める。

- ・対象者の理解度に応じて手話・人工内耳に関する理解促進を図るため、一般の県民向け、医療関係者や言語聴覚士などの専門家向け等、対象別のアプローチを検討する。
- ・市町村に対して、県内市町村の条例制定状況や手話に関する取組状況についての情報を提供する。
- ・市町村に対して、手話講習会への幅広い層の参加促進を働きかけるとともに、手話講習会未開催市町村に対して、引き続き開催を働きかける。
- ・地域の手話サークル等の情報を県民に提供するとともに、活動支援を市町村に働きかける。

○学校における手話の普及等

- ・福祉体験教育の題材として手話を取り入れることを市町村教育委員会に働きかける。
- ・ろう者の生活や文化、手話の歴史などを学ぶ機会の提供や、ろう者とろう者以外の同世代の交流の場の創出について市町村教育委員会に働きかける。
- ・県立高校の生徒に対する手話の普及方策を検討する。

○手話による文化芸術活動の振興

- ・大学の手話サークル等の発表会や交流の場の提供に努める。
- ・ろう学校の生徒が取り組む活動の成果発表の場の提供に努める。
- ・手話によるダンスなど様々な文化芸術活動を、県民に知ってもらうためのPR方策を検討する。

イ 手話を使いやすい環境整備

○情報へのアクセス

- ・ろう者の災害時における情報保障を確保するため、地域住民の手話に対する理解が促進されるよう市町村に働きかける。
- ・ろう者の避難行動要支援者名簿への登録（避難行動要支援者名簿に基づく個別計画の作成）が進むよう、手話通訳者が同行するなどろう者への丁寧な案内について市町村に働きかける。
- ・聴覚障害者災害時等情報提供ネットワーク運営支援事業への登録を促進する。
- ・災害時における避難所への手話通訳者・手話奉仕員の配置を円滑に進めるための方策を検討する。
- ・警察や消防の職員を対象とした手話講習会を開催する。

○手話通訳者等の確保、養成等

- ・手話通訳者の高齢化を踏まえ、大学の手話サークル等を対象にろう者や手話通訳者との交流の場を提供するなど、若い世代に手話通訳者を拡大していくための取組を行うとともに、その育成を市町村に働きかける。
- ・ろう者の高齢化を踏まえ、特別養護老人ホームなどの施設関係の職員を対象に手話を学ぶ機会を提供する。
- ・市町村が実施する手話通訳者派遣事業の質が確保されるよう、手話奉仕員養成のモデルカリキュラムを示すなど、市町村を支援する。

○事業者への支援

- ・企業の規模やニーズにあわせた手話講習会、ろう者に対する理解促進に係る研修会等の開催を支援する。

○手話に関する調査研究

- ・団体が行う手話の研究・保存やコミュニケーション支援に関する調査研究を支援する。

提 言

埼玉県手話施策推進に対する
提言（素案）の策定を目指して

1 提言案提出の経緯

- ・ 2019年9月に開催された第1回埼玉県手話環境整備施策推進懇話会での施策推進方針（素案）を受け、委員会を構成する一団体として具体的な方向性について議論をしました。
- ・ 次回懇話会において、より実行性のある『県への提言』策定に向けた議論につなげていくため、提言案を提出いたします。

2 提言案の位置付け

- ・ 提言案は、施策推進方針（素案）にある『現状と課題』について具体的な施策案を記載しており、項目が無いものや意見については「その他」でまとめています。

ア 手話の普及、ろう者に対する理解促進

○ 手話を学ぶ機会の確保等（条例第8条）

- ・ 手話動画の制作配信：県民向けに手話単語や手話での会話を配信
⇒県のホームページを利用し、手話に触れる機会を増やす。
- ・ 各地の総合病院や大学病院等の職員向け手話講座の実施
⇒医療関係者に対し手話を学ぶ機会を提供することで理解の促進につなげる。
- ・ 中途失聴者や難聴者が手話に触れる機会の充実
⇒聴者だけでなく、手話を取得していない聴覚障害者が手話を学べる機会を充実する

○ 学校における手話の普及等（条例第11条）

- ・ 小中学生並びに高校生を対象とする県および各市町村主催による（社協主催含む）手話体験教室の推進
⇒子どもの時（学生時代）から、手話に触れる機会を提供し裾野を広げていく
- ・ 学校への手話に関するパンフの配布
- ・ 県内の大学医学部、医大並びに看護学校での手話の授業の取り入れ(必須単位)
⇒外国語と同様に言語学としての手話の授業を取り入れる。または体験学習としての手話を授業に取り入れる

○ 手話による文化芸術活動の振興（条例第13条）

- ・ 手話による文化芸術を創作する機会の提供
⇒手話パフォーマンスや手話言語による話芸（手話落語など）

イ 手話を使いやすい環境整備

○ 情報へのアクセス（条例第9条）

- ・ 手話動画の制作配信：ろう者向けの防災やその他の情報を発信（県 HP などを活用）
- ・ 県民に対し、ろう者や手話への理解促進を通じた災害時の情報保障の確保
⇒ ろう者の情報保障確保のためのガイド（マニュアル）作成

○ 手話通訳者等の確保、養成等（条例第10条）

- ・ 手話通訳派遣事業に関する市町村格差是正のための施策検討
⇒手話通訳者養成講習会を実施している地域と未実施の地域があり地域格差が生じています。
派遣事業実施地域において手話通訳者養成講習会を受講しやすい環境整備の施策を検討する

○ 事業者への支援（条例第12条）

- ・ ハローワークから各事業者への聴覚障害者雇用に関するパンフ（冊子）の普及
⇒聴覚障害者の雇用に関し、環境整備も含めた情報を積極的に提供していく

○ その他

- ・ 県および市町村職員の手話検定受験の推進
⇒職員自ら手話を学び習得していくために推進
- ・ 各地域で作成している手話普及のパンフの指針を県で作成
⇒手話の普及に関して、最低限必要となる項目（指針）を作成し、具体的な項目は各市町村の特性を加えて作成するようにする

（意見・要望）

- ・ 市町村での手話言語条例の制定状況把握
⇒手話の普及状況を示す尺度として
- ・ 条例制定ありきで進めている行政がある（当事者の声は聞くが聞くだけで良しとし反映させない）。
県からの指導を期待したい。
⇒手話言語条例制定について当事者不在で進めないようガイドラインを作成するなど
- ・ 条例を制定すれば終わりという地域がある。何のために条例を作ったのか県からのモデル指針を出して欲しい。
⇒同上
- ・ 条例制定市町村は、施策推進委員会等の専門委員会（協議の場）を制定するよう働きかけて欲しい。
⇒同上
- ・ 手話言語条例や差別解消法の継続的な学習会
⇒関係団体と協同した事業として開催をすることで、広く県民への啓発を行う

埼玉県手話施策推進に当たっての提言

令和3年3月23日

埼玉県手話環境整備施策推進懇話会

1 趣旨

手話は日本語とは異なる独自の体系を持つひとつの言語であるという認識の下、手話の普及、ろう者（「盲ろう者、ろう重複者」を含む。以下同じ。）等、手話をコミュニケーション手段とする人に対する理解促進及び手話を使用しやすい環境の整備に関して、県の施策推進の方向性並びに市町村の取組促進に向けた県の支援の方向性を、埼玉県手話環境整備施策推進懇話会の意見として県に対して提案するもの。

2 基本的な考え方

(1) 手話の普及、ろう者に対する理解促進

ろう者は、手話という日本語とは異なるコミュニケーション手段を用いていることを前提に、手話を学ぶ機会の提供や学校教育現場における取組を通じ、手話の普及やろう者に対する理解促進に努める。

(2) 手話を使いやすい環境整備

手話通訳者の確保・育成に努めるとともに、市町村に対する情報の提供・助言その他の必要な支援を行い、市町村その他関係機関及び関係団体との連携協力を図りながら、手話を使いやすい環境の整備を進める。

3 目標

現状を踏まえて手話の普及度を的確に示す指標を定め、県及び市町村が施策を進める上での目標とする。

なお、県は市町村に対して、数値だけでなく施策の中身についても十分な検討がなされるよう働きかける。

	(令和元年度)	(令和5年度)
・市町村における手話言語条例の制定数	31市町	⇒ 55市町村
・手話普及に関する独自施策実施市町村数	28市町	⇒ 55市町村
・手話奉仕員養成（入門課程）実施市町村数	53市町	⇒ 全市町村

4 施策展開

(1) 手話の普及、ろう者に対する理解促進

【手話を学ぶ機会の確保等】

- ① ろう者以外の方がろう者と出会い、手話に触れる機会の創出に努める。
- ② メディアを活用して自然に手話を目にする機会の創出に努める。
 - ・埼玉県の観光地への手話観光ガイド設置を促進し、地域の振興を図る。
 - ・県のホームページやインターネット、テレビ、デジタルサイネージなどを活用し手話の動画を配信し、手話を見・触れる機会を増やす。
 - ・県民手帳に簡単な手話でのあいさつや指文字のページを挿入する。
- ③ 対象者の理解度に応じて手話・人工内耳に関する理解促進を図るため、一般の県民向け、医療関係者や言語聴覚士などの専門家向けなど、対象別のアプローチを検討する。

- ・新生児への手話言語獲得の情報提供をしてもらうよう、医療従事者等との意見交換が行える場を設け、医療従事者への正しい理解を啓発する。
- ④ 市町村に対して、県内市町村の条例制定状況や手話に関する取組状況についての情報を提供する。
 - ・手話言語条例制定市町村間の意見交換や、関係団体と協同した手話言語条例や差別解消法の継続的な学習会を開催する。また、未制定市町村を対象に、手話言語条例の制定に向けた学習、意見交換の場を設定する。
 - ・市町村での手話言語条例の制定状況を把握する。
 - ・市町村に対して、手話言語条例制定に際しては当事者の意見を踏まえた策定を促すためのガイドラインやモデル指針を示す。
 - ・条例制定市町村に対し、施策推進委員会などの専門委員会（協議の場）の設置を働きかける。
 - ⑤ 市町村に対して、手話講習会への幅広い層の参加促進や広域での開催を働きかけるとともに、手話講習会未開催市町村に対して引き続き開催を働きかける。
 - ・市町村と連携し、手話表現イラストや説明内容など「手話普及パンフレット」の統一化や指針の提示を行う。
 - ・中途失聴者や難聴者が手話を学べる機会を充実する。
 - ・学んだ手話を活用できる場の創出やレベルに応じた活躍の場を提供する。
 - ⑥ 地域の手話サークルなどの情報を県民に提供するとともに、活動支援を市町村に働きかける。
 - ・県や市町村のホームページなどに埼玉県内の手話サークルの開催場所などを記載し、手話を学び活動する場の情報を提供する。
 - ⑦ 県が主催する手話講習会を充実させる。
 - ・県職員手話講習会を拡充する。
 - ・各地の総合病院や大学病院などの職員向け手話講座を実施し、医療関係者の手話への理解促進につなげる。
 - ・県および市町村職員の全国手話検定試験の受験を推進する。

【学校における手話の普及等】

- ⑧ 福祉体験教育の題材として手話を取り入れ、ろう者との交流を通じた相互理解を図ることを市町村教育委員会に働きかける。
 - ・小学校・中学校それぞれに合った手話テキスト（教材やDVD）を制作し、授業や手話体験教室などへの支援を行う。
 - ・ろう学校作成の聴覚障害の理解を広めるリーフレットに手話についての項目も加え、広く学校などへ普及する。
 - ・小中学生を対象とする、県・各市町村及び社協主催による（社協主催含む）手話体験教室の開催を推進する。
 - ・手話に関するパンフレットを学校に配布する。
 - ・各学校が手話や聴覚障害について学ぶ際に、ろう学校の職員を派遣する。
 - ・芸術鑑賞会などで、手話の劇、手話歌などのワークショップを開催する。
- ⑨ 高校生に対する手話の普及方策を検討する。
 - ・高校生に合った手話テキスト（教材やDVD）を制作し、授業や手話体験教室などへの支援を行う。
 - ・高校生を対象とする、県・各市町村及び社協主催による手話体験教室の開催を推進する。

- ⑩ 大学生への対応
 - ・大学、専門学校に手話通訳養成の課程を設置し、人材を確保する。
 - ・県立大学で手話講座を開講する。
 - ・県内学校法人へ手話普及を周知する。
 - ・県内の大学・専門学校などで手話の授業(言語学として必須単位化)や体験学習の導入を促進する。
- ⑪ ろう学校教員・ろう児の手話獲得への援助
 - ・採用に当たっては、ろう学校の教員として資質、考え方、人物が適正であることを考慮するとともに採用後の初任者研修で聴覚障害に関する講義を多く取り入れる。
 - ・ろう、難聴の教員を目指す生徒を育成する。
 - ・手話を今より深く知ってもらうため、教職員の研修を行う。
- ⑫ 一般の学校に在籍する難聴の児童生徒への支援
 - ・担任の難聴理解を進める。
 - ・地域に在籍する聴覚障害児・生徒に手話学習の機会を提供する。
 - ・きこえ・ことばの教室指導教員対象の手話研修会を開催する。
 - ・手話、口話それぞれの良さの理解を促すための研修を開催する。
 - ・人工内耳を使用する(または使用する予定の)聴覚障害児・生徒とその保護者へ、手話言語獲得についての情報提供を行う。

【手話による文化芸術活動の振興】

- ⑬ 大学の手話サークルなどの発表会や交流の場の提供に努める。
- ⑭ ろう学校の生徒が取り組む活動の成果発表の場の提供に努める。
 - ・国際手話デー(9/23)に合わせた文化芸術祭、イベント、手話パフォーマンス甲子園(鳥取県)や手話劇祭(全国手話言語市区長会)の誘致などを図り、ろう学園や高等学校手話サークルなどの発表のきっかけをつくる。
 - ・ろう学園の生徒の手話劇などの発表の機会を提供する。
- ⑮ 手話によるダンスなど様々な文化芸術活動を、県民に知ってもらうためのPR方策を検討する。
 - ・企業とのコラボレーション(例:本田技研が開発したロボット「アシモ」、サッカー手話応援、野球手話応援など)を行い、手話を普及する。
 - ・手話パフォーマンスなど、手話による文化芸術を創作する機会を提供する。

(2) 手話を使いやすい環境整備

【情報へのアクセス】

- ① ろう者の災害時における情報保障を確保するため、地域住民の手話に対する理解が促進されるよう市町村に働きかける。
 - ・ろう者の情報保障確保のためのガイド(マニュアル)を作成し、県民のろう者や手話への理解促進を通じた災害時の情報保障を確保する。
- ② ろう者の避難行動要支援者名簿への登録(個別計画の作成)が進むよう、手話通訳者が同行するなど、ろう者への丁寧な案内について市町村に働きかける。
- ③ 聴覚障害者災害時等情報提供ネットワーク運営支援事業への登録を促進する。

- ④ 災害時における避難所への手話通訳者・手話奉仕員の配置を円滑に進めるための方策を検討する。
 - ・災害時の手話通訳の相互派遣に関する遠隔地域との協定について検討する。
- ⑤ 警察や消防の職員を対象とした手話講習会を開催する。
- ⑥ メディアによる情報保障がなされるよう方策を検討する。
 - ・県内全ての公共施設などにアイドラゴンを設置し、手話による緊急放送などを提供する。
 - ・県の記者会見や緊急放送などテレビ埼玉の番組へ手話通訳を配置する。
 - ・県HPなどを活用してろう者向けに防災やその他の情報を発信するため、手話動画の制作・配信を行う。
- ⑦ 手話を用いた情報発信を行う際には、ICTの活用について積極的に検討する。

【手話通訳者等の確保、養成等】

- ⑧ 手話通訳者の高齢化を踏まえ、大学の手話サークルなどを対象にろう者や手話通訳者との交流の場を提供するなど、若い世代に手話通訳者を拡大していくための取組を行うとともに、その育成を市町村に働きかける。
- ⑨ 施設で生活するろう者が手話でのコミュニケーションが円滑に行えるよう、施設関係の職員を対象に手話を学ぶ機会を提供する。
- ⑩ 市町村が実施する手話通訳者派遣事業の質が確保されるよう、市町村を支援する。
 - ・手話通訳者養成講習会を実施している地域と未実施の地域の格差を解消するため、派遣事業実施地域において、手話通訳者養成講習会を受講しやすい環境整備の施策を検討する。
- ⑪ その他
 - ・手話通訳で仕事ができる環境を構築し、進路先を広げる。
 - ・養成された手話通訳者が働けるような雇用の機会、条件整備を進める。
 - ・埼玉県や市町村職員を対象とした研修会などで、手話通訳者の健康に配慮した働き方について考える機会を提供する。
 - ・ろう学校を退職した教員を通訳として養成し活用する。

【事業者への支援】

- ⑫ 企業の規模やニーズに合わせた手話講習会、ろう者に対する理解促進に係る研修会などの開催を支援する。
 - ・企業に対して、タッチパネルによる手話対応の案内板の開発を援助し、日本語や英語のほかに手話言語で案内できるようにする。県立博物館やドライブスルーを設置している店舗への導入を促進する。
 - ・医療機関に手話通訳者を設置できるよう、制度や体制を検討する。
 - ・遠隔手話サービスや電話リレーサービスを設置できるよう、制度や体制を検討する。
 - ・ろう者が働く企業での手話普及を支援する。
 - ・聴覚障害者の雇用に関し、ハローワーク等から各事業者へ、環境整備も含めた情報に関するパンフレットを提供する。

【手話に関する調査研究】

- ⑬ 団体が行う手話の研究・保存やコミュニケーション支援に関する調査研究を支援する。
- ・ 埼玉の手話DVD（埼聴協をはじめ、関係団体が集まった制作委員会発行）の制作を助成する。
 - ・ 埼玉県独自の手話表現を調査し保存研究を行う。
 - ・ 埼玉県独自の古い手話などの保存のための研究調査を行う。
 - ・ 手話学習辞典など全日本ろうあ連盟発行物を購入し、県立図書館や市立図書館などへ配布する。

第5章 施策の展開

I 理解を深め、権利を護る

4 コミュニケーションの支援

(1) コミュニケーション手段の充実

施策番号	施策の内容	担当課
105	視聴覚障害者のコミュニケーション保障及び相談の場として、熊谷点字図書館の機能を充実するとともに、埼玉聴覚障害者情報センターの運営を支援します。（再掲110）	障害者福祉推進課
106	視聴覚障害者などに対して、技能習得機会の提供、コミュニケーション手段の習得訓練、情報の確保などの支援を行うことによって、視聴覚障害者が安心して自由に生活できる環境づくりを推進します。	障害者福祉推進課
107	手話は言語であるという認識の下、ろう者とろう者以外の者が手話により意思疎通を行い共生することを目指し、手話通訳者の養成及び広域的な手話通訳者の派遣、並びに盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣に努め、聴覚障害者や盲ろう者のコミュニケーション手段の確保・充実を図ります。 <u>また、市町村が行う手話通訳者の養成及び派遣の質の向上に向けて、市町村を支援します。（再掲122）</u>	障害者福祉推進課
108	パソコン要約筆記を含めた要約筆記者の養成に努めるとともに、市町村が行う要約筆記者及び要約筆記奉仕員の派遣を支援し、聴覚障害者のコミュニケーション手段の確保・充実を図ります。	障害者福祉推進課

(2) 情報バリアフリー化の推進・情報提供の充実

施策番号	施策の内容	担当課
109	行政情報について、点字版、デイジー版の作成及び音声コードの添付を進めるとともに、分かりやすい表現や漢字のルビふりなどに努めます。また、テレビ放送への手話通訳、県ホームページへの音声読み上げ機能などの導入やデータ放送の活用など、障害者に対する情報提供サービスを充実します。	広聴広報課
110	視聴覚障害者のコミュニケーション保障及び相談の場として、熊谷点字図書館の機能を充実するとともに、埼玉聴覚障害者情報センターの運営を支援します。（再掲105）	障害者福祉推進課
111	視覚障害者の社会参加を支援するため、新聞、雑誌などの情報を即座に点字により提供する点字情報ネットワーク事業を充実します。	障害者福祉推進課
112	重度の視覚障害者や上肢不自由者に対し、パソコンを使用する際に必要な周辺機器やソフトを日常生活用具として市町村が給付することを支援します。	障害者福祉推進課
113	IT（情報通信技術）の急速な進展に対応するため、IT講習会の開催やITサポート推進員などの活用などにより、障害者のIT技能の向上と情報格差の解消を図ります。	障害者福祉推進課
114	各種障害福祉サービスを利用する際に、必要な情報を手軽に手に入	障害者福祉推進課

	れることができるよう、インターネットを利用して障害児（者）福祉情報を提供します。	
115	視覚障害者その他視覚による表現の認識が困難な障害者へのサービスとして、マルチメディアデジター、点字図書等のアクセシブルな書籍の製作及び貸出、対面朗読等を実施し、情報のバリアフリー化を推進します。	生涯学習推進課 障害者福祉推進課
116 【新】	聴覚障害児が様々な選択肢の中から早期に適切な支援を受けられるよう、保護者などからの相談に対応し、人工内耳・補聴器・手話などに関する適切な情報を提供します。（再掲 226）	障害者福祉推進課
117 【新】	聴覚障害者や手話言語を必要とする人等の情報保障のため、県が行う知事の記者会見に手話通訳を配置します。	広聴広報課 報道長
118 【新】	ICTによる遠隔手話サービスの導入など聴覚障害者の情報保障の拡充を進めます。	障害者福祉推進課
119 【新】	避難所への手話通訳者・手話奉仕員の派遣やホームページ、アプリ、掲示板等の活用等を含め、災害時におけるろう者の情報保障を確保するための取組を避難所を運営する市町村と連携して進めます。（再掲 296）	障害者福祉推進課 災害対策課

（3）手話を使いやすい環境の整備

施策番号	施策の内容	担当課
120 【新】	埼玉県手話言語条例の基本理念や手話及びろう者（盲ろう者、ろう重複者を含む）に対する理解・啓発を、ろう者及び手話通訳を行う者その他手話に関わる者の協力を得て推進します。	障害者福祉推進課
121	埼玉県手話言語条例に基づき、手話を使用しやすい環境の整備に関する施策を推進するに当たって関係者と協議するため、埼玉県手話懇話会を運営します。	障害者福祉推進課
122	手話は言語であるという認識の下、ろう者とろう者以外の者が手話により意思疎通を行い共生することを目指し、手話通訳者の養成及び広域的な手話通訳者の派遣、並びに盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣に努め、聴覚障害者や盲ろう者のコミュニケーション手段の確保・充実を図ります。また、市町村が行う手話通訳者の養成及び派遣の質の向上に向けて、市町村を支援します。（再掲 107）	障害者福祉推進課
123	手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に当たって、市町村に対する情報の提供、助言その他の必要な支援を通じ、市町村その他関係機関及び関係団体との連携協力を図ります。	障害者福祉推進課
124	県ホームページ等のメディアを活用して手話に接する機会を拡大するとともに、県民を対象とした、ろう者や手話に関する講演会や初心者向け手話講習会、手話による文化芸術活動の発表を行うキャンペーンを実施し、県民の手話への関心と理解を深めます。	障害者福祉推進課
125 【新】	大学の手話サークルなどを対象にろう者や手話通訳者との交流の場を提供するなど、若い世代の手話通訳への関心を高めていくための取組を行います。	障害者福祉推進課

126	市町村その他関係機関、関係団体と協力して県民を対象とした手話講習会を開催し、県民が手話を学ぶ機会を提供します。	障害者福祉推進課
127	公共施設などを円滑に利用できるように、県内自治体職員等を対象とした手話講習会を実施します。	障害者福祉推進課
128	職員が埼玉県手話言語条例の基本理念を理解し、手話を学ぶことができるよう、県職員向け手話講習会を開催します。	障害者福祉推進課
129	ろう学校に手話通訳者の資格を持つ教員を配置し、ろう学校内で手話が学べる環境を整えます。また、ろう学校及びろう児（ろう重複児を含む）が通学する学校の教職員が手話を学びやすい環境を整備します。	県立学校人事課 義務教育指導課 特別支援教育課 高校教育指導課
130	ろう児（ろう重複児を含む）及びその保護者が手話を学べる仕組みを整えるとともに、教育に関する相談・支援を充実します。	義務教育指導課 特別支援教育課 高校教育指導課
131	手話の技能を有する教員の確保と教員の専門性の向上に努めます。	教職員採用課 県立学校人事課 小中学校人事課 義務教育指導課 高校教育指導課 特別支援教育課
132	各学校において、手話言語条例の基本理念や手話及びろう者に対する理解・啓発に努めるとともに、 <u>交流を通じた相互理解について働き掛けます。</u>	義務教育指導課 特別支援教育課 高校教育指導課

V 安心・安全な環境をつくる

1 療育体制の充実

(1) 地域療育・相談体制などの整備

施策番号	施策の内容	担当課
226 【新】	<u>聴覚障害児が様々な選択肢の中から早期に適切な支援を受けられるよう、保護者などからの相談に対応し、人工内耳・補聴器・手話などに関する適切な情報を提供します。(再掲 116)</u>	障害者福祉推進課

4 安全な暮らしの確保

(1) 防災対策の充実

施策番号	施策の内容	担当課
296 【新】	<u>避難所への手話通訳者・手話奉仕員の派遣やホームページ、アプリ、掲示板等の活用等を含め、災害時におけるろう者の情報保障を確保するための取組を避難所を運営する市町村と連携して進めます。(再掲 119)</u>	障害者福祉推進課 災害対策課

埼玉県内の手話言語条例情報 2021年度版

発行 2021年11月28日

編集・発行 手話言語法制定推進・手話言語条例委員会
一般社団法人埼玉県聴覚障害者協会
〒330-0046
埼玉県さいたま市浦和区大原3-10-1
埼玉県障害者交流センター内



